

地を賜ふ。社延喜八年、官幣の列に預り、醍醐、朱雀、白河、崇徳、高倉諸帝奉幣ありて、鎮國守護の神と崇敬あらせらる。壽永年間、兵燹に罹り、本社を除くの外悉く烏有に歸す。古、雨谷及び北谷に後、再建せしも、天文中、再び上杉氏の兵火に遭ひ、社を擧げて焼失せり。既にして戦亂、稍々、熄みしかば、別當、宥應と云ふ者、一小祠を建て、僅に祭祀を維持したり。前田利常、殊に當社を崇敬し、神殿拜殿を再築し、慶安二年、社領として、高十石並に、山林二十町歩を寄進したり。明治六年、縣社に列し、尋て、内務省より、維持費として、若干金下賜せられたり。寶物には、弘法大師筆の額面及び前田家よりの寄進狀を藏む。境内は、甚だ、風趣に富み、一面は、北海の波濤、山の如く、潮風、颯然として、遠きより來り、一面は、二上山、嵐光、翠色を送り、殊に紅葉橋、澁谷、夫婦岩、奈吳浦、有磯海等の勝景、悉く、目睫に萃り、四時共に遊賞すへきの靈地なり。

#### 八 幡 宮

新湊町、大字放生津町に在り。應神天皇を祀る。其由緒を按ずるに、聖武天皇の朝、越中守大伴宿禰家持、在任中、奈吳浦の勝景を愛し、豊前國宇佐八幡宮を





て二百數十株の老松枝を交えて洞宇を擁し、神徳の高きを表す。宮後には、富山灣の碧波浩蕩として、青松と相映し、無数の白帆、鷺鷥の如く、樹間に隠見し、風致甚た佳なり。

道神社

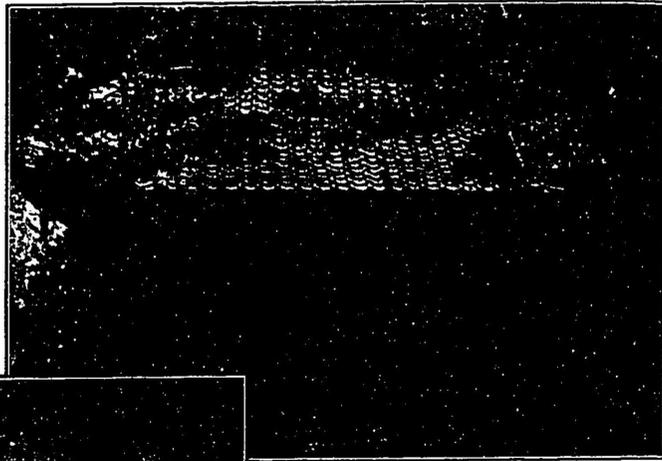
作道村、大字作道村に在り。彦屋主思命、大彦命を合祀せり。和名抄に道神社あり。延喜式に道神社あり。郡とあり。姓氏録に、道公大彦命、彦屋主思命之後也。とあり。神社殿録に、射水式内本郡十三座の一にして、現に、郷社に列す。社記を按するに、崇神天皇の朝、大彦命、北陸巡察の時、始めて、道重原作道村の字地に、勸請したるものに係る。上古は、壯麗なる大社にて、朝廷の崇敬厚く、時々奉幣せられ、天安年間、從四位下、房世王詣て、神田及び社額等を賜はりたりと云ふ。後世、兵燹に罹り、社殿、寶物、灰燼に歸し、僅に正二位員銜筆の社額のみを存せり。今は、舊時の觀を存せされとも、地方有数の名祠として、賽人、常に絶えず。

榊田神社

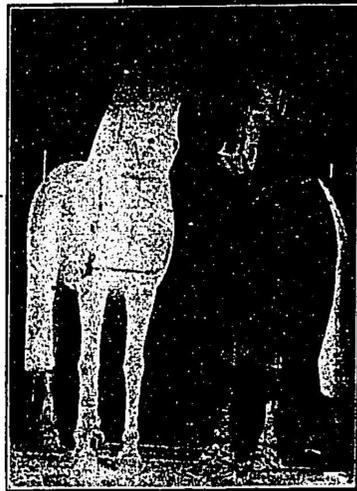
榊田村、大字串田村に在り。建速須佐之男命、榊名田比賣命を祀る。齋明天武、

文武孝謙、仁明、文德、清和の諸帝奉幣せらる。大伴家持、社殿所在の山を古能久禮乃尾山と詠せしより、古能久禮山と號せりと。清和天皇、特に社殿を造營し、社領を賜はる。朱雀天皇の朝、平將門討滅の勅願あり。順徳上皇、御不例の時、佐渡より勅願ありて、坂上皇城等筆の後撰集等を納めらる。正平二十一年、桃井直常、北朝の斯波義將と戦ひし時、本社之神人六十七名、直常に屬せしかは、斯波氏の兵來りて、社殿を焼き、寶物等焼失したり。時に、士民大澤某、假殿を霞峰に造りて、こゝに、鎮座せしか、後、舊地に奉遷す。是に於て、斯波義將社殿を修造し、神田を寄附せり。後、將軍足利義持、病氣平癒を祈り、社殿を造營す。天正中、豊臣秀吉の佐々成政を攻むるや、祈願する所あり、凱旋の日參詣せりと云ふ。本社は式内の一にして、櫛神社と號せしを、維新後櫛田神社と改稱し、同五年、郷社に列せられたり。境内は、老杉巨櫛、鬱乎として、陰を爲し、三伏の候と雖も、茲に至れば、涼風萬斛、冷氣肌に透り、頓に、別寰宇に入るの感あり。且、晚秋は、紅葉の爛斑として、翠柏の間に點綴するあり、ために一段の幽趣を添ふ。

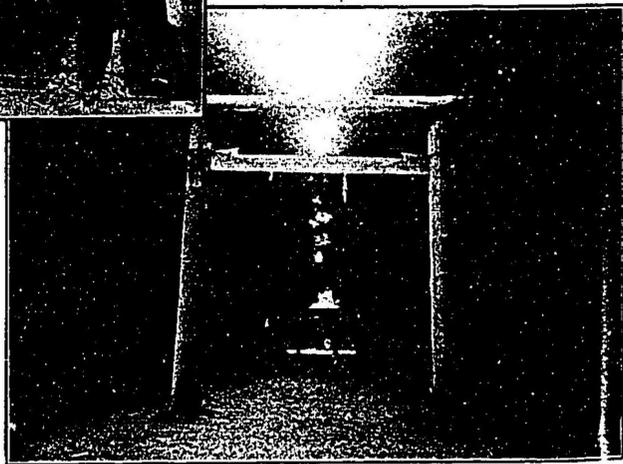
草岡神社



郷社櫛田神社



伊勢領神馬の社



下村村社加茂社

堀岡村、大字古明神新村に在り、創立年代詳ならずとも、延喜式内の一社にして、大己貴命を祀る。古來近郷四十九箇村の産土神なりしか、明治六年八月郷社に列せり。本社は元北方海上の島中に在りしも、今の社地を距る千六百餘、流場として有名なる明神、配と呼ひなせし處にあり。激浪の爲、缺潰したるを以て、村の東端、字濱田に奉遷し、後、天保十年、更に、現地に遷座せりと云ふ。傳へ云ふ、祭日には、神輿を流船に奉り、明神を執りて、なか、明神を執りて、

伏木神社

伏木町に在り、祭神は天照皇大神及び豊受大神にして村社なり。元神明宮と稱せしを、明神と改む。聖武天皇の朝、創建す。社記に曰く、天平年中、伊勢大神宮の分靈を拜戴し、海岸鎮護の爲、布敷浦字藏濱と唱ふる濱地に勧請せしに、今の海岸より二十丁許り、沖な累年、波濤の爲、社地漸次決潰せしに、因り、他へ移轉したるも、其の地亦、海水侵入せしかは、文化十年九月二十四日、今の地に遷座せりと。沖の天狗一石と稱する石あり、是れ當時、伴家持在任の頃、崇敬厚く、現に、境内にある、一株の老松は、家持の植ゑたるも、

のなりと云ひ傳ふ。實物には、正宗の劔、三條内府筆の額、舊藩主前田齊泰筆の額等を藏む。社地高燥にして風光甚た佳なり。

加茂神社

下村に在り。村社にして、天照皇大神及び、別雷槌神を祭る。應永二年四月四日、或は治暦二年、四遷宮式を擧げ、鎮座せり。弘和三年、近衛大五郎と云ふ者、近衛家と云ふ。小杉柳瀬、下の三箇村を領し、下村に居り、當社を以て鎮守となし、京都加茂大明神を合祀して、加茂神社と號し、尊敬一方ならず。應永二年、七間四方の社殿を建て、社家及び、別當職、福王寺等數多の建物、社境の内外に在りしと、本社は、古來脚氣病、古ノケに靈驗著しと云ふ。村を過ぐる時は、國司たる人、帶參ありたり。前田家の領となりし後、東觀往來の節は、親しく參拜し、若く願あり。又富山藩主前田家より、故に、遠近より參拜、祈願するもの踵を接す。祈願者千とを奉納するを例とせり。毎年、五月四日を以て大祭を執行し、當日は、牛乘及び、流鏑馬等の式を行ふ。俗の部に詳なり。當日、觀者群集して、殷賑言ふ可からず。

加茂社

加茂社は村社にして、小杉町大字戸破町に鎮座せり。祭神は、別雷神なり。當社は、天正慶長の頃、數、兵燹に罹り、舊記燬滅して、傳はるものなく、勸請年月等詳かならず。南北朝の初め、二宮兵庫助と云ふもの、此地に居りて、南朝に屬し、延元二年戦死す。爾來、二宮氏の子孫世々、この社に奉仕せりといふ。越遊行靈抄に、小杉町宿末の右に、賀茂社あり。森の内に、小社あり。昔は、大社の由なり。とあり。古昔、頗る、大社なりしか如し。今も、社地八千三百餘坪、老杉鬱蒼として、社殿を環る。殿舎金碧の美觀なしと雖も、森嚴自ら敬虔の念を生せしむ。境内の廣きこと、郡内村社中稀に見る所なり。大祭には、神輿、渡御の際、神輿の前、二頭む。之を走馬の式と稱せり。

物部神社

守山村大字東海老坂村に在り。村社にして、宇摩志摩遲命を祀る。式内神社の一なり。大伴物部兩氏は、上古に於て、同く武事を掌りし緣故に、因り、物部氏衰命を祀りて、氏神とせ。社記に曰く、天正年中、守山城主、神保氏、張武門守護の爲し、命にあらざるか。

厚く崇敬し、祈願所となせり。尋て前田利長、在城の時、本郡下關村地内に於て、草高十三石五斗餘を寄進し、祠殿の修理は、悉く藩費を以て支辨せり。維新前まで、大祭には郡内の神職一名つゝ、交番參勤せしむる例なりしと云ふ。末幡社宮は、前田利長の守護神なりしが、後本社に合祀せり。

日宮社

橋下條村に在り。村社にして、天照皇大神を祀る。相傳ふ、日宮城主神保氏始めて、大元帥天竺の神を安置して、守護神とすと。傳へ云ふ、天正年間、上杉氏の爲、神保獨り本尊を火中に得、今尙傳はり、青黒色の像に、正徳四年、藥勝寺本尊、大日如來を合祀す。神佛習合説に依れば、大日如來は即ち、天照皇大神なり。王政維新に至り、神佛混淆を禁せられしかば、天照皇大神のみを祭り奉ることゝなれり。神寶として、木劍と曲玉とを藏す。境内幽邃、古杉、老松、蒼鬱陰森、三伏の候と雖、炎威を覺えざらしむ。

神明社

小杉町、字伊勢領に在り。村社にして、天照皇大神、豐受大神の二神を祭る。勸請

年月詳かならず。傳へ云ふ、千有餘年前、伊勢内外兩宮、當國に分社せらる。此時、檜垣二見大夫舍弟隼人、御輿に供奉し、社家八人を隨へ、同地に移住せりと。往古より、伊勢神宮に於ても、檜垣二見大夫などの大夫職を出張せしめられ、明治四年まで、大麻の頒布を行へる社なり。この地を伊勢領と唱へ、神地もありしと云へば、往古の伊勢神宮の御厨にてもあらむか。加賀及び富山の兩藩にては、數代、供幣參拜の事ありしといふ。境内は、三千五百餘坪にして、内に下條川の流あり、これに橋を架し、多數の華表と、石燈を並列する等、その構造總て、伊勢の本社を模したるものなり。老松、古杉は、翁鬱として、祠宇を環繞し、域内幽邃なり。境内に、數條の古藤あり、橋として、龍蛇の躍る。寶物として、は檜垣二見大夫の寄附に係る彫刻の白馬及び、黒馬各一頭外に、古額等あり。

西宮神社

新湊町、字奈古町に在り。事代主命を祀る。社記に曰はく、聖武天皇の朝、大伴宿禰家持、氣多神社現今本郡一ノ攝社として、奴奈加波比賣命、菊理姬命、事代主命の三神を勸請して、三社を建立せり。今氣多神社には、大己貴命、本社は、即

ち、その一社にして、攝津國鎮座、西宮神社分靈なりとそ、爾後年を経るに従ひて、祠宇廢頽に歸せしか、天正八年、神保安藝守氏張、本社を奈古浦に再興すへきの命あり、因りて、同年四月二十日、現今の地に遷座す、爾來、毎歲此の日を以て、祭式を執行し、海上安全、漁獵繁榮の神として、崇敬す、寶物としては、烏帽子鬘髷、修祓の貴面、背帶、爵吼の鬼面及び、法螺貝等あり、本具は、往古、當地へ遷座ひて、先驅人の用具にして、今に傳來し、毎祭波御の時、古例に依り、此の殊風を俗載中に、

國幣中社射水神社の外、郡内の神社にして、神饌幣帛料を、供進することを得へき指定神社、左の如し、(左記順次は縣社、郡社、郷社を、除くもの)

社格	社名	祭神	所在地
縣社	氣多神社	奴奈己波姫命	伏木町大字一ノ宮村
縣社	八幡宮	應神天皇	新湊町大字放生津町
鄉社	道神社	大彦彦主思命	作道村大字作道村

社格	社名	祭神	所在地
鄉社	櫛田神社	櫛名田比賣命	櫛田村大字串田村
村社	草岡神社	大己貴命	堀岡村大字古明神村
村社	加茂神社	別雷命、天照皇大神	老田村大字中老田村
同	日宮神社	天照皇大神	橋下條村大字橋下條村
同	神明社	豐受大神	黒河村大字黒河村
同	加茂神社	天照皇大神	下村大字下村
同	加茂神社	別雷命	打出本江村大字打出本江村
同	加茂神社	別雷命	海老江村大字海老江村
同	神明宮	天照皇大神	海老江村大字練合村
同	神明社	別雷命	堀岡村大字堀岡新村
同	加茂社	豐受大神	小杉町大字戸破村
同	十社大	天照皇大神	小杉町大字小杉三ヶ村
同	神明宮	天照皇大神	水戸田村大字生源寺村



合	横	掛	能	野	下	二	西	守	二	伏	佐	大
	田	開	町		關	塚	條	山	上	木	野	門
計	村	村	村	村	村	村	村	村	村	町	村	町
二												
三												
二	二	四	六	六	〇	七	〇	五	八	四	六	五
一	七	三	五	二	三	五	八	三	四		一	六
三	九	〇	七	一	八	三	二	八	八	二	四	八
一												
五												

牧	新	塚	大	二	淺	櫛	金	水	小	作	片	堀
野	湊	原	島	口	井	田	山	戸	杉	道	口	岡
村	町	村	村	村	村	村	村	村	町	村	村	村
八	八	七	三	七	〇	六	六	七	四	九	六	五
八	九	三	一	一	七	四	一	七	三	八	八	二
一	二	〇	四	八	七	二	七	四	二	六	八	四
二												

二 宗 教

按するに、繼體天皇の朝、南梁の人、司馬達等、始めて、佛像を齎し來りて、之を尊信せしか、未だ、一般人民には及はざりき。欽明天皇の朝に至り、百濟王、佛像經論を獻せしより、佛教漸く弘まり、聖德太子の獎勵に依て、漸く盛なり、降りて、聖武天皇、深く佛教を崇信せられ、國毎に、國分寺を建てしめらるゝ等、弘布に力を盡されしかば、大に隆盛となれり。其後、最澄、空海出づるに及びて、非凡の達識を以て、天台眞言の二宗を唱へ、從來行はれし法相、三論、華嚴、律等の諸宗を壓して、此兩宗甚た盛なりき。爾後、越中にも、此二宗の寺院、少からず、建設せられたりしか如し。又、當時、神佛同體、本地垂跡の説、深く民心を動かし、敬崇佛、其歸を一にするに至り、佛教の勢力は、却て、神道を壓するに至れり。其後、臨濟宗、曹洞宗、淨土宗、淨土眞宗、眞宗又一向宗、單に眞宗とも云ふ。法華宗等、相踵て、起りしか、就中、眞宗の開祖、親鸞は、親しく、北陸に巡錫し、又、其裔、本願寺主、綽如、蓮如の如き、特に、越中に來りて、熱心布教に従事し、到る處、寺院を建立し、信徒を教化

す。殊に、蓮如は、多數人民の渴仰歸依する所となり、他の宗派の寺院も、此時、眞宗に改宗せしもの尠からず。かくて、眞宗の勢は、最盛なりき。後土御門天皇の朝、加賀の富樫政親、越前吉崎の道場を毀ちしかば、加越の一向宗徒、大に憤り、遂に、政親を滅せり。これより、一向宗徒の勢強く、勝興寺、瑞泉寺の如きは、礪波郡の地に據り、其勢甚た盛にして、宛然、諸侯の觀ありき。織田信長久しく、本願寺主、顯如と石山礪波に戦ふや、一向宗の寺院及び、信徒は、軍資を送り、或は、戦鬪に加はりて、盛に、之を援けたり。今、其一例として、當時、顯如より、本郡、田子村今氷南兵衛先新淡町、南長平現長平氏所藏に賜はりたる感狀を左に録せん。

かへすく、心得へくば、往生の一儀也、眞心決定して、淨土の往生、願ふへくなり、夫いかほと、つみ深き身なるとも、彌陀に、まかせまいらせて、おんたすけ候へと、一念たのみまふすばかりにて、淨土往生とくへくものなり。

今度、米、百五十石、入城、まんそくに候、かしく。

天正戌四月十七日

釋顯如判

越中國南兵衛殿

天正八年 勅命に依り、顯如、信長と和し、石山を去りて、紀伊に退くことに決せり。卷首に掲けたる顯如の書狀は、其旨を勝興寺及び、越中の坊主衆並に、門徒等に報せしものなり。されど、其子教如、父の命に従はず、石山に留まりて、戦備を修し、信長に當らむとて、左の書狀を發せり。勝興寺藏

急度取向候。今度、當寺信長一和之儀、被應寂慮す。でに、當寺信長へ可被相渡やがて、御門主には、雜賀へ御退出之事候。就其、即、當寺に残り、可相拘思立如此候。就其、此度、相續候様に、門徒の輩者、抽粉骨馳走候は、可爲佛法再興候、めつらしからぬ事ながら、法儀心にかけられ、信心決定候て、稱名念佛無由斷候は、可爲肝要候。萬端たのみ入計候。穴賢。

五月十五日

教如 花押

越中

惣坊主衆中

門徒衆中

然れども、教如、後、其敵し難きを知り、遂に、石山を退去せり。

佐々成政越中に來るや、數、一向宗徒と戦へり。後、奈良天皇の朝、耶蘇教傳はり、漸次、蔓延して、加賀越中の地にも波及せり。豊臣氏之を禁し、徳川氏、又之を禁せしか。寛永十四年、鳴原の亂起るに及び、益、之を嚴禁せり。藩主、前田氏、亦幕府の意を奉して、耶蘇教の絶滅に力め、佛教を保護して、各種の特典を附與し、宗門改帳を作らしめ、改宗、寺替及び、結婚、出稼等、戸籍管理の任は、總て、僧侶をして掌らしめたり。明治維新に至り、神佛混淆を廢せられ、從來の反動として、神祇崇敬の念を高めしめ、廢佛毀釋の論、盛に起りしか。佛教徒、又之に對して、維持の策を講し、今や宗教に關する事は、内務省宗教局の管する所となり、神佛並ひ立ちて、國家を鎮護するに至れり。

明治二十二年二月、憲法を發布せられ、信教の自由を許され、耶蘇教の禁も、全く、解かれり。

現今、本邦に於ける、寺院の總數は、百八十九にして、其内、眞宗兩派本願寺派、大谷派の數は、百四十二の多きに達し、同宗、最隆盛を極む。眞宗本願寺派は、明治十四年、勝興寺に、水波教校を開き、僧侶を養成せしか。同十八年、高岡に移り、校勢一時

隆盛なりしか、同二十七年空華教校と合して、徳風教校と稱し、富山に移れり。耶蘇教は、明治三十九年四月より、小杉町に、一講義所を設けたるも、未だ世人の注意を惹くに至らず。

目今、佛教徒は、各地に、佛教に關する會合を起して、宗派の弘布に盡力し、或は、徳性の涵養に力め、或は、慈善事業に盡せり。越中眞宗婦人會及び、二塚村淨誓寺内なる洗心講の如き、小杉町なる眞宗崇興會の如き、其一例なり。其他、殆ど各寺院に、講中、尼講中等あり、毎月、日を期して、寺院に集り、説教を聴けり。

今、本郡内なる寺院に就き、左に記述す。記事は、主として、各寺院の縁起に據れり。

勝興寺

伏木町、大字、古園府に在り。眞宗本派の巨刹にして、善空房信念の開基に係る。その縁起を按ずるに、順徳上皇、佐渡國に座しませし時、深く、桑門に歸依し給ふ。偶、北越に巡錫中なりし親鸞上人、勅を承け、高弟正全房を遣はし、同地に一字を建てしめ、寺號を殊勝誓願興行寺と稱し、勅額を賜はりたり。上皇第

三の皇子を彦成王と云ふ。佐渡の宮と稱す。薙髮して、成尊と號し、上人の弟子とならせ給ひ、更に、善空房信念と號せらる。當時、興行寺に住職なかりしを以て、信念を以て開基と爲せり。尋て、同國、羽茂郡金山、笹川に移りしも、其の嗣絶え、僅に、末寺正善坊の信徒等、之を護持す。第二代信興、第三代了信、第四代信淨、俱に法系統全く絶えたるなりと云ふ。文明年中、本願寺第八世、蓮如上人、北國巡教の途次、礪波郡、蟹谷の庄、土山今四國波郡、南に屬す。に錫を停め、一字を建立し、之を土山御坊と云ひ、加賀二俣、本泉寺に在りし次男、蓮乘を住職たらしむ。同九年、越中四郡の坊守、門下を與力に附し、蓮乘を以て、北陸七箇國の法頭職に任す。明應三年の秋、同郡、高木場村今高嶺と稱す。南に遷る。に遷る。永正元年、五月、北陸七箇國、取締の爲、三箇條の制札を賜はり、同年、八月、令を發して、北國の本山と爲し、總て、本山同格となして、國中、大小の同宗寺院を與力に附じ、總録所と定め、山號を雲龍山と號す。此時、佐渡國、殊勝誓願興行寺の信徒、同寺の廢絶を憂ひ、再興を出願せるに因り、遂に、土山御坊をして、同寺の再興相續をなさしめ、寺號を勝興寺と改稱せり。永正十四年七月、上野法眼頼慶より、下問源五郎宛の書狀に曰はく、其御坊御寺號之儀、祖師北地御在居之時、分於佐渡國、順徳院御歸依、御建立之寺號

に斷絶有之儀に候間、此度爲相續其御坊彼稱勝興寺候儀同十六年二月兵燹に罹りて、安養寺今西郷波郡波村に屬すに轉し、佛閣を再建す。元龜天正年間、石山本願寺と、織田氏との間に、戦端を開くに際し、住職顯榮第九代佐計法號家臣及び、北國の軍勢を率ゐて、大阪の後詰を爲し、數回勸賞に預る。又屢、佐々成政、神保氏張、石黒左近將監等と戦へり。天正九年四月石黒道之、不意に起りて、同寺を圍み、坊舎、殿堂兵燹に罹り、遂に、寺領を失ふ。時恰も、住職顯榮、石山本願寺尋て同十二年、佐々成政府分國府の古の地一圓を舉げて、寄附し、今の地に移らしむ。

神保氏張亦制札を下す。左に、其後、豊臣秀吉及び、前田利長、制札を下せり。左に、元和四年、十二月、藩主前田利常より寺領として、七十五石を寄附し、正保四年、寺領百二十五石の加増あり。慶安二年、前田利常の女、本寺に入院せしめ、繁榮、舊時に倍明和八年、藩主前田治修、加賀藩主重政の弟なり、本寺に入院して、開其、又更に、毎歲、米五百石を附せり。安永二年より、本堂再建に著手し、三箇年を経て、落成す。

存のものは、四間、四面、現文化十四年、蓮枝格に進む。寶物には、光格天皇御用、衝立、閑院宮下賜文、蠶親、戀上人及び、蓮如上人筆名號、武田信玄、淺井長政、佐々

成政、神保氏張、石田三成、前田利常書狀等あり、其他、古書畫、古器物等、甚多し。境内は二上山麓、高燥の地にして、巨樹古木、蔚葱として、宏壯偉麗なる堂宇を圍繞し、壯觀、縣下に冠たり。

神保氏張制札

制札

勝興寺

一、府内壹圓寄進候事

一、當御寺内諸役免許之事

付、不謂儀申懸置於在之は、嚴重可申付事

一、自御坊御用付方舟於有通路者、舟役之儀、自此方の手判可進候事

一、公用無沙汰之百姓等、萬一御寺内江引入候者、可及其屆候間、早速可被相掃、若理不盡、譴責於入置者、被相留可有注進候、速可申付候事

一、不依貴賤、其身有在所就商賣以下御寺内別家を可有立置類は、彼輩中不謂働在之者、曲事之旨申付候共、於御寺内相立家者、不可及其尋候事

一、不論甲乙、依爲犯過人、可加其成敗之處、御寺内江於逃入族者爲御寺内

彼を可有追放事

一、自在に參詣輩諸渡舟賃馬者びた貳錢、人者びた壹錢宛たるべき事  
村參詣坊主衆並御寺内者には一圓有免事  
右條々聊不可相違者也、依如件

天正十二年十二月

神保安藝守氏張 花押

豐臣秀吉制札

朱印

禁制

越中古國府寺内

一、軍勢甲乙人等、亂妨狼藉之事

一、放火之事

一、對地下人、相懸非分族之事

右之條々、堅令停止訖、若於違犯輩有之者、速可處嚴科者也

天正十三年七月



寺  
通  
額

前田利長制札

禁制

古國府勝興寺

- 一、寺内陣取免許之事
  - 一、當寺内は、奉公人不可出入事
  - 一、古國府分、不可伐採竹木事
  - 一、寺内並立入非分之儀、申懸族於在之は、留置可有注進事
  - 一、當町市日、如先に可相立事
- 右條々堅令停止畢、若違反之輩於有之は、忽可處殿科者也、仍如件

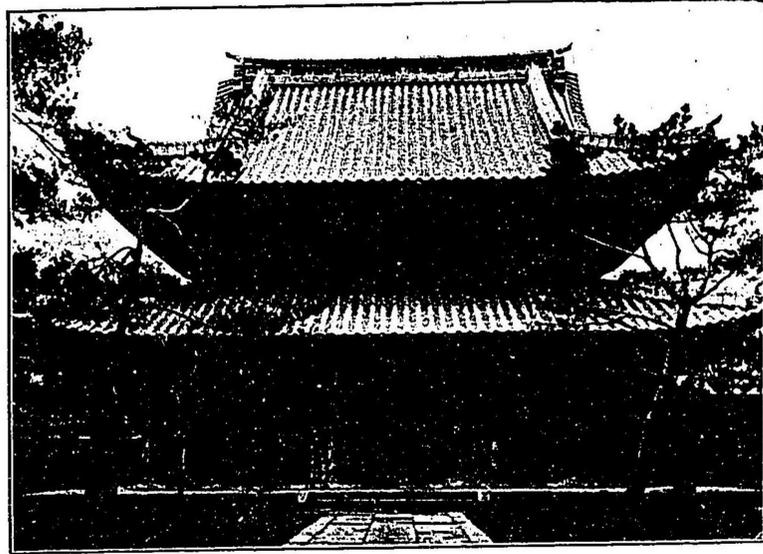
天正十六年八月

利勝花押

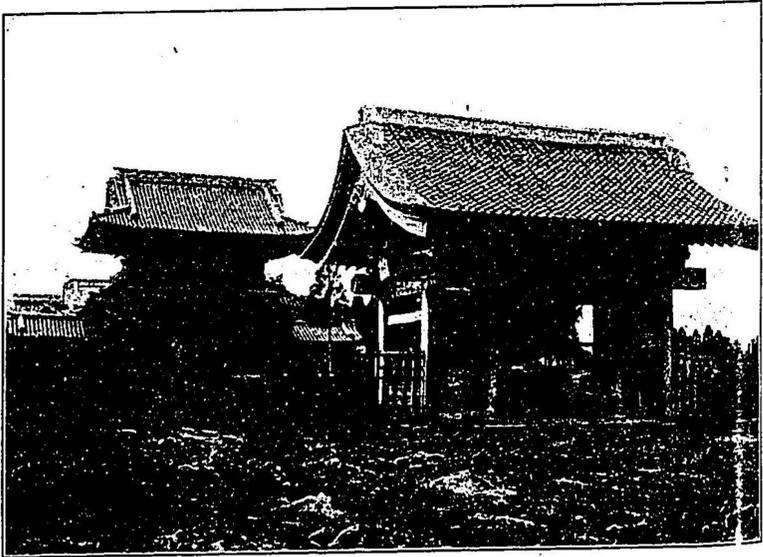
瑞龍寺

下關村に在り。曹洞宗の巨刹にして本尊は釋迦如來、木像、坐體、從臺座、至脇立は、文珠、普賢の兩菩薩なり。兩體共、木像、從臺座、至脇立、五尺八寸、緣起を按するに、加賀藩主、前田利長、深く廣山、恕陽和尚に歸依せしか、同和尚、慶長十八年、高岡の地に一字を建立して、法圓寺と號せり。同寺記に曰はく、瑞龍寺、御開闢は、瑞龍院、成、富山御

十八年高岡へ右和尙御引越法四寺と號し、一字御建、利長高岡城に於て薨せし後、瑞龍寺と改稱す。蓋し、利長の諡號瑞龍院に因みしなり。利長の嗣利常先世の菩提供養の爲、現在の地に、七堂完備せる巨刹を建つ。承應三年工を起し、承慶四年、利常制札、明曆二年に至りて成る。工或は曰はく、正保年中に竣工す。工匠は、有名なる山上善右衛門善廣なり。其の結構は、支那の經山萬壽寺に倣ひしものにて、堂閣鉅麗、郭寮宏壯、殊に花紋を畫きたる厨子彫鏤の美を極めたる。龜何れも古奥幽妙の致、隠々として人の心を動かすものあり。利長及び、織田信長並に、同信忠等の靈牌を安置し、其靈塔を設く。靈塔は利長の建て置別に、東漸院、法性庵、林洞庵、龜占庵の四子院を起せり。寺領三百石に附す。左、四子院百四十九石、五十三石、宛三庵、三、外に、祠堂銀を附し、常に、一百五十員の江湖僧を養ふ。爾來每歲春秋の兩度、前田家より、吏を派して、營繕修補せしを以て、舊觀を墜さざりしか。寶曆年中、山門祝融の災に罹りて、灰燼に歸せり。文政三年、舊礎に基き再建す。現存のもの是なり。明治三年、寺祿を廢せられし以來、久しく、境頽に委せし爲、近時に至り、大に摧殘せしを以て、現住四津谷洞龍之が修理



(寶國寺龍瑞) 堂迦釋



門山及門總寺同

を計畫し同四十年、普く淨財を募りて、これに著手し、稍、曩時の觀に復せり、寶物には、後陽成天皇宸筆三幅内一幅は國織田信長及ひ、豊臣秀吉書狀、豊臣秀頼書幅、徳川家綱書、趙子昂書幅、兆殿司筆、羅漢文、覺上人書幅、策彦和尚書卷物、雪舟筆、達磨松花堂筆、叭々鳥、明の呂紀筆、花鳥圖、探幽筆、觀音、三幅唐畫屏風、應之圖、常信筆、屏風、米山人筆、屏風、黃筌及ひ、大徳寺諸高僧の筆蹟、其他古器物等、甚多し。一境清寂、市塵至らず、杳として、人寰に隔り、俗慮一掃するの思ひあり。殊に、山門閣上は、眺囑に富み、都邑墟落、遠山近岡、疎林平野、盡く雙眸に萃り、遁形なし、洵に得易からざるの淨地たり。前田侯爵、近く門外の淨域を撥り、つて、一段の光彩を添ふるものあり。以分國之内、從先年寺納之地、相改加而、參百石之所、令寄附畢、全可有務之狀、仍如件。

承應三年十二月二十日

加賀少將

網利

加賀守就在江戸、一判如此、

第二編 第三章 神社 宗教 二 宗教

小松中納言

利 常 華押

瑞 龍 院

禁 制

一、狼剪採竹木事

一、殺生之事

一、牢人隱置之事

右堅令停止訖、若違犯之輩於有之者、可處嚴科者也

承應四年三月二十日

繁 久 寺

利 常 華押

下關村に在り、曹洞宗にして、仙壽山と號す。永祿五年、本郡見今水郡南條城主、加納中務、城下飯久保村に、一字を創建して、飯久寺と稱し、確翁契播和尚を請して、其開祖となす。慶長年中、前田利長、守山城に在りし時、同寺四代の住職、滑州和

尚を招き、武運長久を祈らしむ。爾來、利長の歸依甚た厚かりき。同十九年五月二十日、利長、高岡城に於て薨去し、今の下關村の地に葬る。正保三年、前田利常、伊藤内膳に命じて、壽柴亭を墓側に建て、讀經供養せしむ。同年、利常、利長の十三回忌辰に相當するを以て、飯久保村より、飯久寺を此の地に移し、繁久寺と改稱し、或は曰はく、是より先、草高五十石を賜はり、後、又九十石を附せり。以來、殿堂の修繕等、總て前田家に於て、之をなせり。安政六年六月三日、夜、火を失して、諸堂悉く烏有に歸せしも、文久二年、前田齊泰祖先の遺跡を追慕して、再び、土木を起し、舊觀に復す。王政維新後、前田家との關係絶え、寺門次第に衰頽に趣きしかば、二十二代住職、在田雲峰之を慨して、恢復を圖り、漸く、衰運を挽回するに至れり。

蓮 王 寺

小杉町、大字、小杉三ヶ町に在りて、眞言宗なり。緣起を按ずるに、大寶元年、佐伯有若、越中に來り、國司となりて、來りしと云ふ布施に館す。時に、勢觀と謂ふ僧あり。小杉三ヶ町に草庵を結ひ、佛法修業に従事す。同年秋、八月十五日、夜、觀簀下に出て、月を

眺め居たるに、一羽の白鷹飄然として目前に飛下す。接近諦視するに身體意に任せざるもの、如く加ふるに、右足に一封の文章を纏結せり。怪みて披閱すれば、有若に宛てたる音信なり。驚き餌食を與へて、之を救養し、直に布施館に至り、之を告く。有若延き見て、是れ重要な來狀なり。之を救助せるは則ち宿縁の致す所なりとて、大に喜び、勢觀を還せり。同月、有若西部巡回の途次親しく勢觀の草庵に臨み、留まること久しく、其間、西部の政務を、此庵にて行へり。有若是より勢觀の事業に力を添へ、佛法の興隆を圖り、翌年より土木を起し、七堂伽藍の大建築をなし、五十町四方の田地を寄附し、勢觀の請を容れて、之を大和國、藥師寺に、滯錫の價、行基に獻し、以て來住を請ひたるに行基之を諾して、來錫し、諸堂の本尊を自作し、遍く衆生濟度に盡せり。故を以て、上下の信仰、大に興り、一山繁榮せり。後和銅元年、行基大和に歸る。是に於て、有若切に分袂を惜みしを以て、行基即ち自像を彫刻して去る。養老元年、行基北國へ下向せし時、再ひ來山す。有若の子有頼、又落髮して、慈興と號し、阿彌陀、準提、觀世音の三尊を刻し、寄附守護せしむ。弘法大師、北國巡化の際、當寺に滯錫し、

行基の遺業を稱嘆して、更に、寺山の經營に力め、殊に、有頼自作の三尊の爲、將軍院を建立し、尙、別に八箇寺を増建し、當寺に附屬せしめぬ。後、武家の世となるに及ひても、國司郷士歸依、世々淺からず。殿堂門廡莊嚴を極めたりしも、天文年中、上杉謙信、越中侵略の際、兵燹に罹り、長廊飛閣悉く燒失し、山衆門徒概ね、離散して、今や、當時の舊觀を止めざるに至る。本寺の寶物は、行基作大佛、同作自像、同作仁王、今頭と手足のみを存す有頼作觀音、嵯峨御所より下賜されたる額面等なり。

## 蓮華寺

野村、大字蓮花寺村に在り、眞言宗にして、本尊は、十一面觀世音菩薩なり。由緒を按ずるに、源賴朝、深く鎌倉大樂寺住職、憲靜上人に歸依せしか、寛喜二年、上人の高弟、觀行律師、故ありて、鎌倉を去るに臨み、賴朝の守本尊、十一面觀世音菩薩及ひ、地藏菩薩空海作、其他、多くの寶物を携へて、此の地に來り、七堂伽藍を建立し、名けて、等覺山蓮華寺と稱せり。其後、漸く衰頽せしか、元弘三年、僧契圓之を再興せしも、元龜年間、兵燹に罹り、伽藍寶物悉く燼滅に歸したるに因り、

以後假堂を設け、僅に維持し來りしか、現住、丸山覺應、深く其の荒廢を慨し、之  
 か再築を企て、數千圓の淨財を募り、明治三十七年中に頗る宏壯なる本堂を  
 新築せり。本堂の右側に一古塔あり、古色蒼然、一見數百年前の物たるを知る。  
 傳へ云ふ、源頼朝の供養塔なりと。口碑に據れば、觀行律師、此地に來りし時、  
 狛犬を携へ來り、蓮華寺の傍に一小祠を建て、神體を奉祠し、狛犬を据え  
 て、若宮と稱し、自ら奉祀せりと、其狛犬は、今尙、同村を八幡社に狛犬を据え

東 弘 寺

牧野村、大字下牧野村に在りて、眞宗本願寺派なり。寺記を按ずるに、建保二年、  
 親鸞上人、下總國豐田治親の請に應じ、同國大高山に一字を建て、東方弘宣寺  
 と號し、高弟善性房をして、任職たらしむ。善性は、後鳥羽天皇の皇子にして、  
 初天台の僧となり、周觀と名け、後上人の弟子となり、名を善性と改めしと云  
 ふ。之を本寺の開基とす。嘉祿元年、後堀河天皇勅願所となし給ふ。第八世善  
 圓に至り、鎌倉管領、兩上杉氏、權を争ひて兵を構へ、關東大に亂る。本寺も亦、そ  
 の兵燹に罹る。是に於て、什寶を携へ、東奔西走せる中、偶、蓮如上人、越中に在り  
 と聞き、轉して越中に入り、遂に上人の命に因りて、堂宇を今の下牧野村に再



蓮王寺額面



朝頼の供養塔 (蓮花寺にあり)



蓮王寺大佛

建せりといふ相傳ふ、是より先、同地に、宗良親王の守本尊を安置せる觀音堂ありしか、是より本寺にて、守護することとなれりと、同寺は本尊阿彌陀佛の外、後堀河天皇及び、宗良親王の靈牌を安置し、觀音像と共に尊崇す、寶物には准如上人筆畫幅、善性房自作木像等あり。

淨誓寺

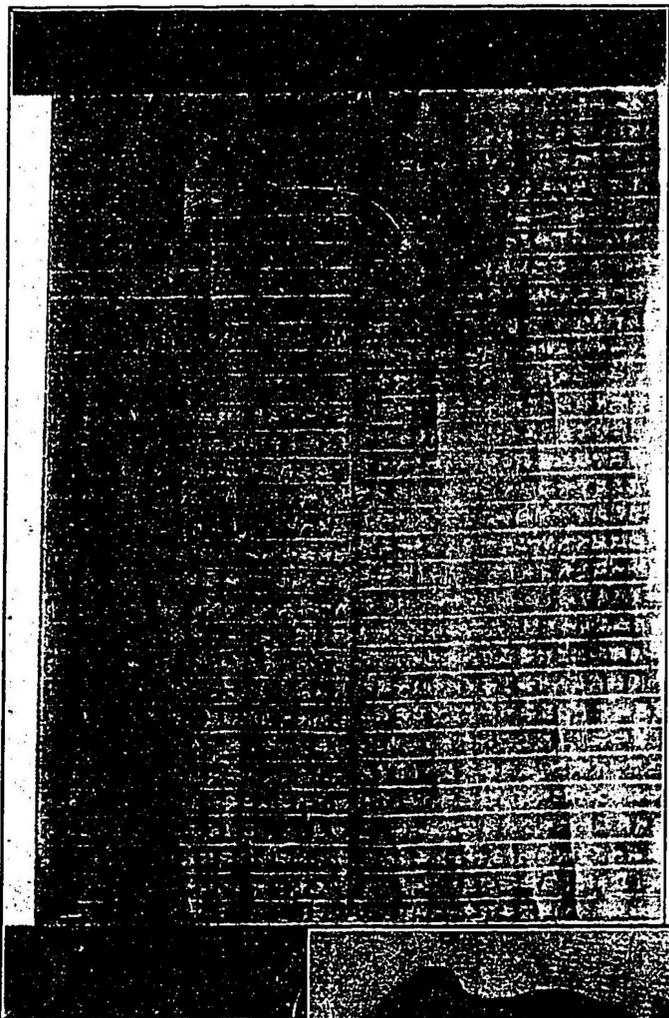
二塚村、字權ノ守に在り、俗に三本松と稱す。眞宗本願寺派にして、本尊は阿彌陀佛なり。嘉禎三年、土師冠者星丸四世の孫、右近速成の開基なりと云ふ。相傳ふ、承暦の皇者星丸、藤原冠者五郎丸、天國太郎森茂、廣部只等、從へり。後皇于歸京、忠らるるに際し、土師冠者星丸、天國太郎は、二塚村に住し、土民に稼穡を勸め、荒郡地倉郷に居を占め、鍛冶職となり、星丸は、二塚村に住し、土民に稼穡を勸め、荒郡地倉を開き、勤儉を奨励せしむ。此は、村民皆悦服し、其没するに及ひ、村人父母を亡、築ふをせり、星丸と稱す。由緒を按ずるに、本寺は、もと、眞言天台兼宗にして、初、稱名寺と稱したりしか、第九世順教に至り、一向宗に轉宗し、延徳二年六月寺號を今の名に改む。名越時有の菩提寺にして、境内一町半四方と、若干の寺領とを賜はれり。元弘三年、後醍醐天皇の皇子、恒性、名越時有の爲に、弑せられ給ふや、尊儀

を本寺に葬り奉れりと云へり。口碑に據れば、皇子、本寺の堂内にて弑せられ給事念供養を怠らざりしと。當時建立せるものならむと云ひ傳ふる碑石は、本寺を距る一町餘巽の方に現存せるも、片石苔蒸して、葛藟之を纏ひ、星霜幾百、風雨侵蝕劇著磨滅して、復文字を辨すへからず。唯老櫻一株、其の傍に、儼立し、枝幹榦材として、千歳之を護るもの、如し。寶物は、皇子恒性の守本尊と稱する一寸八分の黄金佛、同筆と稱する紺紙金泥の般若經一巻、名越時有の守本尊古銅觀音、同寄進の梵鐘、逆如上人筆阿彌陀如來畫像、同名號二軸、宅間法橋筆日天子月天子像雙幅、兆殿司筆十六羅漢像等なり。

誕生寺

淺井村、大字島村に在り。日蓮宗八品派にして、僧日隆の生れし所なり。初、番神堂又は、本成寺と稱し、應永三年創立後、今の名に改む。日隆は、桃井尙儀の二男なり。幼にして、難髮し、八品の教旨を究め、遂に門流の第九祖と稱せらるゝに至り能、與二山を始めとし、諸國に、多くの寺院を創建す。寛正五年、二月寂す。年八十。日隆の傳は、第一編著名なる人物の項に詳記せり。遺骨を本寺に納む。その遺

堅六寸五分横一尺七寸五分のもの七箇を軸に仕立あり



(藏書淨) 部一の經若般大泥金紙紺筆御性恒子皇傳



傳皇子恒性守本尊金佛

カハキ一丈

骨を納めし眞骨堂、墓碑及び誕生水等、現存せり。

曼陀羅寺

新湊町、大字放生津町に在り。淨土宗にして、本尊は阿彌陀佛なり。山緒に曰はく、伏見天皇の朝、法華經二十八品曼陀羅二十二幅、奈吳浦に漂著せり。時に大工屋清平と云ふもの之を拾ひ揚げ、堂舎に安置し、剃髮して、萬海と號し、之を守護す。其後、則阿と云ふ僧、嘉元三年、此地に來り、右の堂を曼陀羅寺と改稱し、正和元年、三月、本寺に於て、示寂す。故に、則阿を以て、開山とす。拾ひ揚げのありて、現今、婦原郡、黒瀬谷村、本法寺に傳はり、國又、本寺に、古來安置の薬師如寶に指定せらる。内、序品一軸は、今尙本寺に藏す。來あり。慶長年間、前田利長、高岡在城中、深く之を信仰せり。利長、曾て住僧良山を召し、祕藏の天神像を賜ひ、之を鎮守とし、武運長久、領國護持の祈願あるへき旨を命せり。仍て、境内に、社殿を營み、當山の鎮守として、尊崇せしが、明治維新の際、神佛分離の令により、今は、新湊町共有の天神として、其の祭祀を行ふ。

誓光寺

二口村に在り。眞宗本願寺派にして、本尊は、阿彌陀佛なり。眞言宗寺記に曰く、

平將門の第三女、將門誅に伏せし後、奥州に遁れて、落髮し、如藏尼と云ふ。長徳年間、本郡熊野社に詣てし時、病に罹り、民家に留ること數日、人々其法徳を慕ひ、淺井郷下條村に小菴を建て、如藏尼を住せしむ。居ること十年、八十有餘歳にして寂す。保延年中、真言宗の中興覺鑊阿闍利立山に來り詣て、歸路、この地に滞留すること五日、菴を修造して、誓壽院と名け、其弟子日胤をして、こゝに住せしむ。後、淨土眞宗に改め、院宇を現在の地に移し、佛谷山誓光寺と改稱す。堂宇、頗る宏壯なり。

翁 徳 寺

金山村、大字青井谷村に在り。曹洞宗にして、本尊は、釋迦如來なり。澁谷内匠の開基にして、智翁禪師を開山とす。往古は、靈光寺と稱せり。永祿年中、上杉氏の兵燹に罹りしか、後漸く再建す。本寺の觀世音菩薩は、閻浮檀金千手觀音、寸一分にして、源義朝の從臣、澁谷金丸か、軍中の守本尊と爲せしものなりと云ふ。澁谷金丸は、源義朝の從臣なり。金丸幼にして、源義朝に從ふ。義朝平氏と戰ひて敗るや、鎌田政家等と遊れて内海に至り、長田忠致に頼る。金丸、力に從ふ。忠致の子景致、其の父と謀り、義朝を殺して、賞を平氏に得んと欲す。力士三人を伏せ、義朝に浴を進む。金丸、刀を執りて浴に侍す。力士敢て發せず。

朝義、手一人を捕む。至り、金丸、遂に、義朝を殺す。金丸、浴室の譚しきを聞きて、返りて、輒ち、其の三人を斬る。而して、金丸、忠致父子に頼せんとし、之を索む。返りて、遂に、越中に來る。其末葉、澁谷の寺の、後方に、當り、山勢の、突兀として、聳ゆるあり。これを、京角山、一名、經山嶽と稱す。山上に、一小祠宇あり、觀音を祀る。山高く、眺め、濶くして、一眸の下、四方の、形勢、一々指點すべく、山河の、景勝、絶佳なり。

長 朔 寺

新湊町、大字放生津町に在りて、曹洞宗なり。當寺は、天正十九年、前田家の重臣、奥村助右衛門榮明の妻、山崎氏、名は、龜子、要か、廣山、恕陽を延きて、開創せし所にして、要泰院の墓は、寺の境内に在り。境内、閑雅なり。

福 王 寺

下村に在りて、眞言宗古義派なり。弘仁年間、弘法大師、北越巡化の際、建立し、幾多の子房ありて、國內有數の名刹なりしといふ。後、數、兵燹に罹りて、堂宇、什寶、烏有に歸し、萬治元年より延寶二年に互り、僧實祐再建す。寶物に、空海作不動

尊聖觀世音、專心僧都作阿彌陀如來、其他圓珍、法然上人、兆殿司筆の佛像等あり。

無量寺

鏡宮村、宇南久保に在りて、眞宗大谷派なり。其の由緒を按ずるに、本寺は初弘法大師の直弟、佐伯某の開基に係る。某は、大師北越巡錫の際、從ひ來り、衆生化度の爲、此の地に留まり、一草庵を建立す。當時、此の地方一帯は、廣漠たる泥沼なりしを以て、某は多年之か開墾經營に心力を勞せり。後、草野道三に至り、草島往來の開墾者として、功勞あり。又、七堂伽藍を建て、無量寺と號す。承元年中、親鸞上人、越後に流竄せられし時、住僧道三、某所に於て、同船し、遂に、眞宗に歸し、名を草野道山と賜はる。後、天正十三年、回祿の災に罹り、伽藍舊記等悉く燒失し、現今は寶物として、黄金懷中佛阿彌陀如來一體、磬石一枚、前田家所藏一枚を藏せり。

西養寺

大江村にありて、眞宗大谷派なり。往昔、眞言宗にして、化蓮房と稱し、七堂伽藍

ありしと云ふ。永祿年間、兵燹に罹り、堂宇悉く燒失す。今、尙觀音堂と稱する地からむ。天正元年、鷲塚村の道場に移り、後、又、今の地に移る。二十一代、蓮慶、石山本願寺に到り、教如上人の化導を受け、眞宗に歸し、石山合戦に従ひ、天王寺にて討死し、其族宅玄、代て從へり。功により、本願寺より優遇を受く。後、西養寺と號す。寶物として、行基作、觀世音、親鸞上人作、阿彌陀如來の像あり。

專念寺

新湊町、大字三日曾根町に在り。眞宗大谷派にして、僧賢祐の開く所なり。賢祐は、綽如上人の孫にして、蓮如上人の弟子となれりと云ふ。礪波郡、井波町、瑞泉寺の分派として、文明十六年六月、法土寺村に一字を創建し、之を專修山專念寺と稱せり。永正十四年、神保氏深く本寺に歸依し、放生津、小川濱にて、寺領を寄附し、且、制札を下せり。後、水波浸蝕のため、享保二年、現今の地に移れりといふ。

大寶寺

海老江村に在り。眞宗大谷派にして、本尊は、阿彌陀如來なり。緣起に曰はく、豐

後の人權田吉則と云へるもの、嘗て戦に加はり、萬死に一生を得、遂に無常を觀し、法然上人の弟子となり、北國に來りて、淨土宗を弘通す。建久二年、海老江村西方の地に、草庵を創建して、念佛法門の道場と爲し、之を光明房と稱せり。宗祖法然より授與せられたる三尊佛畫像及び、六字名號等、傳來す。文明五年に至り、眞宗に轉し、現寺號に改めたりと云ふ。

更に本郡内にて、信徒人員百名以上の寺院を擧ぐれば、左の如し。

宗派別	寺號	本尊	所在地	宗派別	寺號	本尊	所在地
眞宗	本願寺派	長福寺	阿彌陀佛	眞宗	本願寺派	妙安寺	阿彌陀佛
同	專稱寺	同	老田村大字二俣村	同	發願寺	同	橋下條村大字橋下條村
同	蓮照寺	同	老田村大字中老田村	同	淨願寺	同	打出本江村大字打出本江村
同	光覺寺	同	橋下條村大字橋下條村	同	淨立寺	同	同
同	聞光寺	同	打出本江村大字打出本江村	同	稱念寺	同	大島村大字赤井村
同	金像寺	同	堀岡村大字堀岡新村	同	光誓寺	同	大島村大字小林村
			作道村大字久々湊村				大島村大字中野村

同	西土寺	同	小杉町大字小杉三ヶ村	同	蓮德寺	同	塚原村大字寺塚原村
同	眞福寺	同	同	同	本淨寺	同	塚原村大字神塚原村
同	明徳寺	同	水戸田村大字水戸田村	同	覺圓寺	同	塚原村大字東朴木村
同	西方寺	同	同	同	禪樂寺	同	塚原村大字宮袋村
同	光照寺	同	水戸田村大字市井村	同	起證寺	同	新湊町大字中伏木町
同	禪照寺	同	金山村大字淨土寺村	同	本誓寺	同	新湊町大字荒屋町
同	光源寺	同	柳田村大字圓池新村	同	圓徳寺	同	新湊町大字四日曾根村
同	蓮光寺	同	柳田村大字串田村	同	妙蓮寺	同	新湊町大字放生津町
同	養樂寺	同	柳田村大字小泉村	同	勝光寺	同	同
同	誓光寺	同	二口村大字二口村	同	長榮寺	同	同
同	圓廣寺	同	大島村大字新開發村	同	正光寺	同	新湊町大字長徳寺町
同	妙萬寺	同	大島村大字小島村	同	白雲寺	同	新湊町大字三ヶ新町
同	勝誓寺	同	新湊町大字六波寺町	同	龍善寺	同	伏木町大字古國府町





合	横	掛	能	野	下	二	西	守	二	伏
	田	開	町		關	塚	條	山	上	木
計	村	村	村	村	村	村	村	村	村	町
一五			一	一						三
八										
一										
一八				六	二					一
一四二	一	三	五	二	三	八	二	五	二	一四
五										
一八九	一	三	五	三	〇	〇	二	五	五	一五

佐	大	牧	新	塚	大	二	淺	櫛	金	水	小	作
野	門	野	湊	原	島	口	井	田	山	戸	杉	道
村	町	村	町	村	村	村	村	村	村	村	町	村
										一	三	
			三			一						一
												二
四	二	六	一八	六	五	五	二	五	二	三	六	四
五	二	六	二三	七	六	七	三	五	三	四	一	八

### 第四章 風俗 習慣

風俗の良否は、國運の消長に關すること、猶影の形に従ふか如し。古來、勤儉實實を以て業を興し、華美驕奢を以て、風俗を頽敗せしめ、延いて、國勢に及ぼしたる實例少からず。故に、前田氏、藩政創業の際に方り、封内四民の衣食住等に嚴格なる制限を加へ、専ら、質素勤儉の風儀を養成せむと力めたり。

萬治二年、前田利常令して、町人は絹、紬の外、服用するを許さず。百姓は紬、木綿の外、服用するを許さざりしか。寛文八年、更に加賀藩御算用場より、加越能三箇國郡奉行に令し、封内の御扶持人、十村、町人等は、紬、木綿、布を限り、百姓は木綿、布を限り、着用し、この外、頭巾、帶留、扱帶等は、總へて着用することを禁じたり。衣服の染色に關しても、同年、百姓の衣類、男女ともに、紫、紅に染むべからざる旨を令し、其後天和三年に至り、婦女の衣類に、縫金糸を用ふるを禁じ、男女ともに、縫の紋所を用ふることをも停止せり。食物に就きては、寛文八年、加賀藩御算用場より、百姓の食物、常々雜穀を可用、米狼りに不可、食事を制定せ

り、家屋に就きても、同時に、家作は、自今以後、二間梁、ひさは、六尺に不可、過、但、高多く、持候、百姓、土間廣く、仕候は、不苦、並往來、筋人、宿仕者、格別の事、なけし、作、杉戸、附書院、くしかた、彫物、組物、一切無用、床縁、さん、かまち等、ぬり候儀、並、唐紙、帳附、堅令、停止候事、云々と制定せり。

猶、當時風紀を維持し、流俗を矯正する爲には、踊子、人形遣、辻相撲、舞々、よみ賣、類、諸勸進者等の地方を徘徊するを禁じたり。

斯くて、萬治、寛文の頃は、頗る、好果を得たるもの、如し。

然るに、その後、守成の久しき、百度弛み、風俗年を逐ふて、華奢に傾き、寛政、享和の頃に至りては、衣服の制限も、殆ど空文に屬し、絹帛綾羅を服用して、奢靡を競ひ、上下苟安を貪り、弊害續出して、風俗益々下り、庶民正業を厭ひ、佚樂に耽るに至れり。當時五十嵐某の越中風俗を録したるものに、左の一節あり。

近年は町人の妻子など、種々の織物を着用仕、自然と百姓方へも押移申候、(中略)近年町人の内、技藝に心懸、鼓、笛、或は琴、三味線、尺八、棹之品を弄、妻、娘にも、琴、三味線を爲習、且、外へ出候時は、縮緬、羽二重を着る、しやの肩衣をか、け、唐奥、綿などの袴をはき、種々美麗なる裝束を致し、妻、娘等は、る紗の帷子

厚板、もうるの綿入を著、天鵝絨、錦等の帯をいたし、銀の筭、高直なる鎧甲の袴、かうがいな筋り、祝儀、婚禮等の節、出合、其外見物事、寺詣等の節、著用仕申候、召仕の下女など、越後、ちりみの帷子、或は絹袖の綿入等を著、朝鮮鎧甲の袴、かうがいな指骨傘、金剛草履にて供仕申候、其下女の親は、弊衣を著、堀込の小屋懸に暮し、寒氣を凌ぎ、れ、乞食仕體の者共に御座候得共、給銀之内みつき候得は、衣服に指岡、奉公勤り不申故、無是非風俗と相成候、云々、

而して、村落にては、尙、質素、儉朴の風ありしも、市街地の風紀に至りては、識者をして、鑿感せしむるものあり、是に於て、天保十四年、老中、水野、越前守、大に庶民の衣服、家屋に禁制を加へ、加、越、能、三州の如きも、これか實行を試みたりしと雖、久しからずして、其禁弛み尋いて、王政復古の際に至り、明治三年、加賀藩には、庶民の衣服、家屋の制限を廢し、爾來萬國と交通するに及び、衣食住の上にも、西洋風を折衷して、これを用ゆるに至り、風俗大に變化したり。

明治十年頃まで、男子は總て結髪を爲し、十七八歳に至り、元服と稱し、前頭の髪を半月形に剃り落したり、蓋し冠を加ふるの古風を存せしなるへし、この日、親族、知己を招き、祝宴を擧げたりしも、其後散髪行はれ、元服を廢せり。

雨具、日覆には、紙張の傘を用ふ、されと多くは、菅笠に蓑、蓑或は蓑を著用す。

履物は、下駄なども雜木製を用ひ、濫りに桐を用ひす、これに藁繩の鼻緒、又は、木綿の鼻緒を用ひ、皮緒を用ふるもの稀なり、又雪駄を用ひしか、近來、洋傘、表付履物等を用ひ、靴を穿くに至れり。

衣服は、木綿を常とすれとも、近來、絹布毛織を用ふるもの漸く多く、帽子、蓑、マント、インパネスなどは、中流以上に行はれ、上下共に稍、華奢に流れむとする傾向あり。

食物は、農家にては、多く、屑米を粉として作りたる團子を用ひ、常に白米、及び魚類を用ふるもの少なかりき、近來は一般に米を主食とし、野菜、魚類を副食とす、稀には甘藷、馬鈴薯を用ひ、主食を補ふものあり。

家屋は、農家は概して藁葺、町家は板葺にて、中以下の農家は床板を張らす、土間に糶糠及び藁を敷き、其上に藁藎等を布けり、疊を用ひ、床間を設け、掛輻、額を掲げ、茶器を備ふるもの少なかりしか、近來瓦葺の家屋漸く増し、あづま作りに破風を設け、疊を敷き詰め、硝子戸、襖、唐紙等を用ひ、床間を設け、掛輻、額、雲板を以て裝飾し、古器、茶棚を備ふるもの漸く増せり。

而して、明治二十七八年戦役を経、同三十七八年戦役後に至り、都會の奢侈輕薄の俗、波及し來り、漸く地方の敦厚淳樸、質實勤儉の美風を、侵削せむとするもの、如し、殊に、本郡は地勢の關係上、外部より受くる刺戟の痛切なるを以て、人文の開發、他に比して速かなるも、亦都會華奢の俗に染み易きの弊あり、郡内固より、風俗習慣其揆を一にせざるも、都會的の風習は、一般に多少の浸染を免れず、従つて生活の程度、概して高きを見る。然れども、近來は、各町村何れも風俗の改善に力め、勤儉の獎勵に意を注ぐに至れり。

郡内海岸の住民は、人情一般に眞率にして、風俗も比較的淳朴なり、常に隣保一致慶弔相共にし、長短相補ひ儉素を守り、職業に勉勵する風あり、然れども舟乗り、漁獵の小民に至りては、言行、概ね野卑、粗暴の嫌ひあるも、淡泊にして敢爲の氣に富み、漁利あれば、舉げて之を衣食の料に空費する等、所謂漁師の一時世帯を爲すの弊あり、これ、常に海上に生活し、命を天運に任せ、人力の及ばざる所、神佛の加護を仰ぐの外なしと、信念するの風、以て俗を爲せるものならむか。

現今、本郡内に行はるゝ冠婚葬祭、衣服、飲食等に關する一般、若くは特殊の風俗習慣は、その由來する所久しく、幾多の淘汰を経て、存するものなれば、能く一朝一夕の如何ともすへきにあらす。されど、時勢の推移と、人文開發とにつれ、漸次變遷なき能はず、左に項を分ちその梗概を舉ぐ。

### 一 一般風俗習慣

郡内一般に行はるゝ風俗習慣中、定例とするあり、臨時に爲すものあり、されども、概して、左の如し。

定例とするもの。

年始 新年を祝し、賀詞を述ふるは、全國一般なるへし、本郡にては、多くは一月一日なれども、一月二日、三日、七日に及ぶことあり、先づ神社を拜し、寺院に詣つ。次に市街地には、稀に回禮を省き、集合して賀詞を交換し、賀宴を開くものあり、されども、多くの町村は、回禮をなす。此の場合には、年酒として、屠蘇酒を出し、祝意を表す。贈答品は、雲州蜜柑、串柿、菓子、酒券等なり。

節句 古より行はれ維新後廢止となりしも、本郡には尙幾分行ふものあり、即ち一月七日には、七草の粥を食して祝をなす、三月三日には、雛を飾り、草菱餅を供す、五月五日には、軒端に菖蒲を吊り、湯屋には菖蒲湯をなす、間々幟を揚ぐる家あり、七月七日は、七夕とて、同月六日の夕方より、笹竹に色短冊、赤提燈、行燈等を吊し、夜は火を點し、軒頭に樹つ、七日の夜、川に流し、星祭をなす、九月九日には、菊の節會とて、單に兒女の休日とせり、三月三日五月五日、九月九日には、嫁の里より、餅を贈り、婚家これをその知人親戚に分つ。

盂蘭盆 祖先の靈を祭り、墓參をなす、七月十四日より行ふものと、舊曆の七月十四日より行ふものと、八月十四日より爲すものとあり、一般に家業を休むこと三日間なり、商家は取引精算の期となす、市街村落共に夜は盆踊を催す、生靈送迎火を焚くもあり、中元の回禮とて親戚等を訪ふ、贈答品は、麵類、いなだ、青鯊の干物等を用ふ、又土用見舞とて、暑氣見舞をなす、土用餅とて、新婚の家へは、嫁の里より餅を贈るものあり。

地藏祭 八月下旬頃に、地藏祭をなす、地藏堂に供物をなし、提燈、行燈を點して裝飾す、假裝の作人形などを設く、この夜盆踊りあり。

法恩講 十一月頃には、各戸に法恩講を營む、親族を會し、祖先を祭り、僧を招きて讀經供養をなす、法話を聞くもあり、その後にて酒飯を饗するを例とす。

針歲暮 十二月八日、私立裁縫學校若しくは其他にて、裁縫の教授を受くる女子より、教授者に、又は嫁の實家より、婚家に、生菜子、饅頭の類を贈る蓋し、これを針に供へて、裁縫上達を希ふものなりと。

歲暮 歲末に鹽鯊、鹽鮭等を贈答す、市街地にては稀に忘年會を開く、村落は之れをなさす。

大晦十二月三十一日には、一箇年中の決算仕拂をなし、新年を迎ふる準備をなす。

休業日 天長節、紀元節、其他日曜日には、半日業務を休む、一月は一日より三日まで、及び十五日、十六日、八月は十四日より十六日まで休む、召使には

一月及び八月中に於て、十日間の穀入日を與ふ。一月、八月共に十六日以後に於てす、嫁も亦然り。

臨時に行ふもの

病氣見舞 病患あれば親戚知己より見舞をなす、牛乳、卵、菓子、魚類等を贈ることあり。

水火災慰問 知人親戚、緩急相救ひ慰問す。贈品には、日用缺くへからざる米飯、味噌、漬物、酒肴等を用ふ。

建築祝 地突棟上には、親戚知己隣保より手傳をなす。建築祝として、贈品は、酒肴、赤餅等なり。寺院神社、公共建築物落成式には、餅を撒く。

旅行 旅行者出發前に暇乞として回禮をなす。これを受けしもの出發前に見舞、出發の際、見送りをなす。餞別には、酒肴、金品を贈るあり。旅行者歸郷すれば土産を贈り、又は小宴を開き無事を祝することあり。

田植 隣保知己交互に手傳をなし、これに相應食膳を饗す。挿秧者中、新婚婦女は衣冠を飾り、甲手を施し、手拭を冠り一異彩を添ふ。

田祭 家業を休み、餅、又は、團子を拵へ、親戚知己を招きて饗應す。刈上には餅搗をなして祝ふ。

婚姻 縁組は異宗教者相嫌ひ、資産の不權衡を厭ふ風あり。媒介人の周旋にて、約を結ぶ。この時、結納を婿方より、嫁方に贈る。與入には、投石する盃風尙、少しく存す。與入の翌日、牡丹餅を近隣親戚に贈る。三ツ目として三日目に嫁の里方より贈れる餅又は赤飯等を附近に配付して、披露の意を表す。五日目、七日目には、祝儀として、親戚知人等訪問す。此時の贈品は、酒、魚類なり。以後、嫁の實家より、婚家に贈るもの甚だ多く、煩に堪へざるものあり。

出産祝 祝意を表する爲、出産三日目に、汁團子を、七日目の肥立には、赤飯又は餅を拵へ、附近に分ち、親戚知己を招きて饗應す。嫁の實家より産衣を新調して贈る。贈品は衣服類、魚類、酒、菓子等なり。祝意を表する爲、近隣親戚より、訪問す。肥立後、産婦返禮す。但初産の時は實家に歸りて産むを例とす。誕生日、出生後、滿一箇年に當る日を以て、誕生祝なるものをなす。此のときは、餅、或は赤飯を配りて、祝の驗とす。又、親戚知己を招き、祝宴を開くこと

あり。其後は、毎年誕生日を祝ふもの少し。  
袴著 男兒の五回誕生日には、袴著の祝をなすものあり。親族知己を招き、宴を開く。生母の實家より袴を贈る例あり。されど、上流一部のものゝみに止り、一般には行はれず。

賀壽 初老<sup>四十</sup> 曆還<sup>六十</sup> 古稀<sup>七十</sup> 喜壽<sup>七十</sup> 米壽<sup>八十</sup> の賀壽として、親戚知己を招きて宴を開くあり。或は、餅を配附するあり。神社に神酒を供す。招に應ずる者祝意を表する爲、酒肴類を贈る。近來、宴會を廢し、其費を學校基本財產等に寄附するもの漸次増加せり。  
葬式 神葬祭を除く外、都て火葬とす。葬家の軒に、籠を吊し、これに三尺許りの青竹を交叉して、結び付け置くこと一週日、死亡より出棺までは、近隣のもの手傳をなし、式を終るまで、夜伽をなす。葬式には、血族の男は、白の上下を著け、女子は白衣を著、おかさき<sup>「の」の事</sup>を被り、野邊に送る。四花、盛物、燈籠等を供ふ。稀には造花、放鳥等の寄贈をなすあり。野歸りには、會葬者に、飯を饗す。香奠として、香、蠟燭其他の物品並に金員を贈る。引換に、饅頭を出すもの多し。富豪は貧民に米を施與することあり。

左義長 一月十四日には、部落毎に、左義長とて、竹木等を積み、爆竹を行ひ元旦試筆を焚く風習あり。

涅槃會 二月十五日、釋迦の涅槃忌には、眞宗を除く外、一般寺院及び信徒は、涅槃團子を作りて佛に供し、且、これを兒女に施與す。

本郡民は、宗教心厚きと共に、敬神の念に富み、祭事を重んず。祭禮には、皆神社に詣て、後、各自宅にて盛宴を張る。

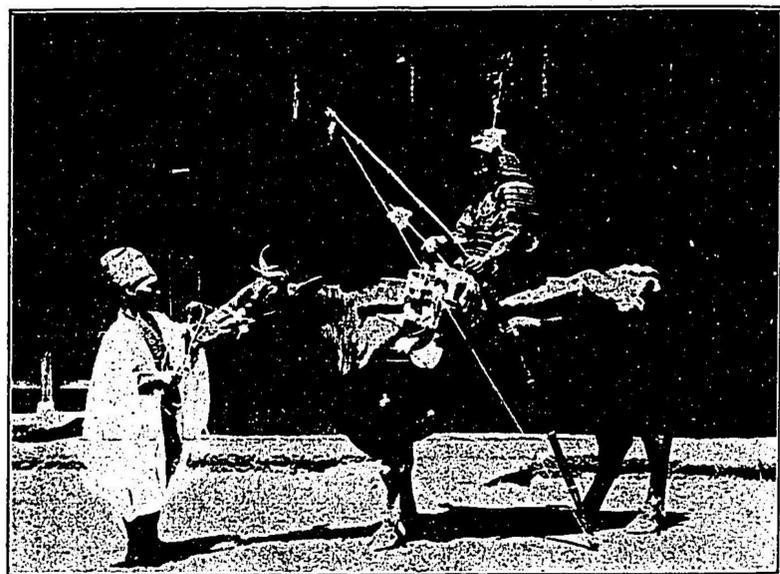
氏神祭 は、春秋二回之を行ふ。毎戸籠を垂れ、提燈を吊す。各所に大幟を樹つ。この日、及び其翌日は、何れも家業を休み、親戚知己を招待し、酒肴赤飯を饗す。神輿を昇き、行列を整へ、雅樂を奏して、町村内を巡廻するあり。獅子舞をなすあり。曳山を出すあり。是れ等の催し事は、一年一回を常とす。村落にては、各戸に獅子舞をなすに際し、招待されし新婚の縁戚は、纏頭として金員を恵むものあり。夜は神社境内等にて、盆踊をなすもあり。

## 二 特殊風俗習慣

以上、郡内一般に行はるゝ風俗習慣の大要を叙せしか、更に部分により特殊なるものあり、左にこれを擧ぐ。

吉祝 新湊町にては、毎年二月十一日、吉祝として、船祭をなす。前日に船頭以下船夫等數十人、船主の家に會し、先づ船祭の準備と云ふ押上として、船主の有する隻數の擬裝船を作り、藁若くは紙之を廣間大懸木俗にいふもの上に吊し、床上に船玉船名を記したる旗を立て、之れに鏡餅及び神酒、蛇等を供へ終りて小宴を開き、船頭以下家に歸る。翌日正午より再び相會し、船頭、船夫親戚、知己、主人等席定りて酒宴を開き、献酬酬にして、家内の一隅より、細繩を結び來り、一同之に攀ち、太鼓を打ち、一種の囃歌を以て、船を引き下すに擬し、船夫等鉢巻をなし、肌を現はして踊り、熟酔して去る。又船頭の家にも、擬裝船一隻を吊し、船夫を會して、前同様のことをなす。故にこの日は、船方の祝日として、到る處に歌舞音曲を以て充たさる。

牛乗式 下村加茂神社祭禮に、その境内に於て毎年五月四日、牛乗式なるものを行ふ。牛乗は王鼻御面を被り、甲冑を著し、踏込、腰楯、釘髓楯を著し、白



下村加茂社に於ける牛乗



同社に於ける舞子

襪に草鞋を穿ち、手に白扇を持ち、冑の中天に紙製の牡丹花を挿む。拜殿を下るとき、北方より牛を牽き出し、牛乗之に騎り、弓矢を取り、徐歩して的前に進み、祈りて曰く、「天下泰平、五穀成就、氏子安全」と、而して一矢を的に射て、乗り出したる所に復る。忽ちにして再び乗り出す。此時、今や遅しと待ち構へたる若者連は、駭然馳せ集りて、牛を取り圍み、押し合ひ、犇し合ひ、牛を引摺り、又は壓伏せんとす。此の如くにして、神巡幸路を三回す。此間牛乗の騷擾のために墜落すること一二回なり。

穉子舞式 毎年五月四日、下村加茂神社に、神賑穉子舞をなす。舞名に錦の舞、小穉子 二人、林歌大穉子 二人、小奈曾利小穉子 一人、蛭子舞小穉子 二人、陪臚大穉子 二人、賀古の舞大穉子 二人、天舞大穉子 一人、胡蝶の舞小穉子 二人、大奈曾利大穉子 二人あり。此穉子舞は、數日前より、教授す。當日、穉子及び、教授人は、當番人宅にて、沐浴し、身體を清潔にし、午飯を喫し、午後二時頃より、穉子は、寶冠を戴き、水子を著け、緋縮緬の袴を穿ち、書扇を後頭部より肩に斜に挿し、傘を手にし、人夫の肩に踞し、村内を一巡して、拜殿に至り参拜す。社掌清祓し、衣裳場に入る。

の時、氏子總代及ひ一同參拜列席す。氏子總代の指揮を以て、舞を始む。胡蝶舞了りて休憩中、社掌祭式を行ふ旨、氏子總代及ひ參拜者に告げてこれを行ふ。了りて神饌を撤す。續て舞を始む。舞毎に衣冠を異にす。各樂譜あり。舞をなすときは、教授者は太鼓を打ち、拍子を取り、龍笛にて樂譜を奏して和す。龍立三管あり。

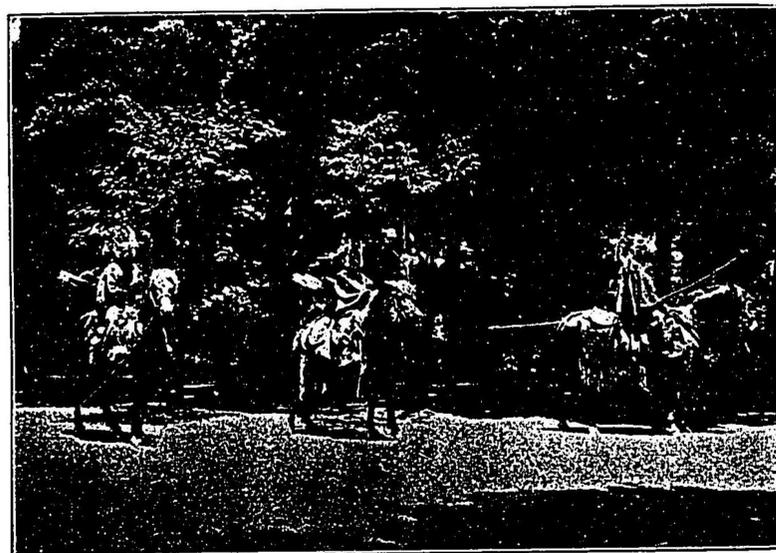
流鏑馬式 又同じく下村加茂社の祭禮に、流鏑馬式ヤハセサメと云ふ名はヤとは矢也、ハセは馳なり、馬を走らすなり、馬を馳せなからを行ふ。往古矢を放つ故、矢馳馬と云ふ。之を略してヤハサメと云ふなりとは、氏子各村より、廣く射客を集めて儀式を行ひたる山なるも、各村分雖して、祭祀を異にせし以來、三箇村より乘馬三頭を出して、流鏑馬の形式を行ふに過ぎず。今行ふ所の神事は、九遍式あり。了りて三馬を縦列して、馳驅せしめなから射的すること三回なり。其扮装は、緋羅紗の袴背に紫の紋を若く、襦袢を上著とし、黒天鷲絨の丸帯を約め、馬乗袴を著け、紫縮緬にて帕し、之を後頭部にて結び下げ、竹製の笠に幣を吊したるを戴き、白縮緬の襦袢を懸け、黒天鷲絨の手甲覆し、白襪に草鞋を穿ちて馬に乗る。馬には馬具一切

を著くるなり、馬具は古武人の使用せるものにて、前記三頭の馬の内一頭を著くるなり、並に一人の武者は七美大字柳瀬村より出すと、其由来は詳ならず。

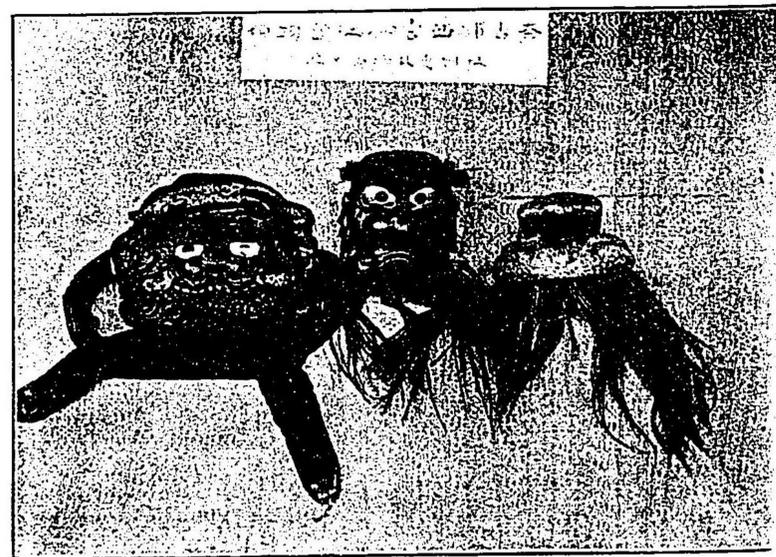
田植祭 下村加茂神社にて、毎年六月初卯の日に、執行する儀式を謂ふなり。古老相傳へて曰はく、下村は往古最も早く、土地を開き、農耕を勸め、以て附近に多くの部落をなさしめたる、根本の村にして、神社も亦、各部落の總社たり。故に田植祭には、氏子の各部落より、田植男を選抜し、御供田を耕鋤して、挿秧するなり。御供田は凡一反歩なり。挿秧のとき、田植歌とて、節面白き一種の歌を、異口同音に謠ひ、來賓の群衆も亦、之に和したりしと、今は、絶えて其歌を知るものなし。現今は、此の日、朝早く人夫をして、はなかつみ、即ち菰を刈り、柳の枝及ひ、しらかけひさかきの實付の葉を採り來りて、拜殿の長縁に備置く。午前八時に至れば、神官は太鼓を打ちて、氏子の社參を報す。而して、白紙を裁ちて、衣服及ひ紙漉を製し、菰を以て人形二箇を造る、之を大男と云ふ。氏子中の希望者は、小さき人形を作る。何れも紙衣を著け、紙漉を以て帶とし、柳の枝を四五寸乃至二三寸とし、之に、しらかけの實附の

ものを結び附け、人形の背中より肩へ斜に挿むなり。午前十時に至れば、神官は開扉し、神樂を奏し、一同参拜す。次に神幸し給ふ。是れより先、宮番人は例に依て拜殿の廣庭に砂を盛り、通路を作り、御座所を設け、其前面に田地畦畔を模擬し、周圍に注連を張るなり。懸て神幣の落御となるや、早苗大男を供す。此時各自にて作りし人形を神座の左右に供して拜禮す。神官は清祓し、神樂を奏し、祝詞を奏す。了りて宮番人は袴の股立を褰け、青竹の先きに板を挟みて、鍬に擬し、之を採て挿秧したるか如く、配置す。是にて田植式了るなり。神官は大男を採り、之を群衆に向つて抛擲す。之を拾はんとて組みつ、縫れつ、頗る騒然たり。此の大男を拾得したるものは、富貴無難の前兆なりと云ふ。而して之を拾ひしものは、神棚に安置して祀るなり。又、各自にて作りたる人形は、隨意に持ち歸り、神棚に安置して豊年を祈る。大男を投與し了れば、還御し給ふ。此の時、神官は太鼓を打ち先驅す。

惠比須舞 新湊町西宮神社は、毎年春季例祭十月二日に、古、その地に同社遷座の砌、神輿渡御の前驅に立ちたる惠比須舞なるものを舉行し來れり、今



馬鍋流ふ行に社茂加村下



等面の舞須比惠の宮西湊新

其大要を記さんに恵比須舞と稱するは、此舞、神の御前に立ちたる蚤士の  
海業に違ふ神はあらしとて、海幸ありと、該社、攝社たりし時より、古、伏木町  
の攝社たり傳來したる年中式法の行事にして、俗に「ボンボコ」と稱す。これ其  
囃子か「ボンボコボン」と聞ゆるに由り、斯く俗稱せしものにして、別に故な  
し。其舞たるや、舞人は同社の寶物なる修祓の貴面を著け、烏帽子の鬘髻を  
頂き、符呪の背帶及び、太刀を佩き、弓矢を携へ、身装を粧ふ、是には法螺貝横  
笛太鼓等の囃子を合奏する樂人數名連行す。而して信徒の家の前にて、舞  
ひ土足の儘屋内に入り、又舞ふを例とす。土足の儘、屋内に入るは、外見亂暴  
問りたる程にて、家に入らざるむか、信徒大に怒り、當局に向つて詰  
大道式 新湊町西宮神社にて行ふ。即ち連年甚しき不漁の際、漁家魚取の  
祭典を臨時に執行し、祈念するを大道式と稱す。同社神幣を神代船に乗せ  
之に祭官樂人等乗り、舞人及びこれに關する樂人を乗せたる船は、先驅に  
立ち、次に神饌の船は、神旗を吹流し、其間にあり、後に信徒及び參拜者を乗  
せたる船は、人員に應じて、數艘供奉し、奈古浦字部屋の下の沖合に至る。



命に背くの兒を警むるに含滿梵論へ遣さんことを以てせり。故にその名は兒女をして、甚た恐怖せしめ、その姿を見れば逃匿するに至れり。含滿は不動尊にて、梵論は所謂虚無僧の梵語なりといふ。明治二年七月、禁止の令ありて此の事止みたり。

猿技 本郡守山村に七平といふものあり。能く猿を舞はしむ。加賀藩主利常幼名猿千代なりしに因み、猿を愛せられし由にて、或時七平の猿を舞はしむるに熟達せるを聞き、召して此の技をなさしむ。蓋し加越能三州にてこの榮を得しもの七平一人とす。これより毎年一度登城して、この技を演ずるを例とせり。後、加越能各地の十村又は肝煎等の家に至り、披露として技を演ず。每家米二升以上を與ふ。子孫其業をつきしも、廢藩後はこの事止みたり。

鳥見 藩政時代には、藩主鷹狩りに託し、野外に出て、民情を視察せしことあり。そは藩主前田利長高岡在城の頃、おせき鷹はい鷹などを飼育せられしこと、瑞龍寺に存する、利長の書翰により、明らかなり。屢、山野に鷹狩を

催し、鳥見を隨行せしめ、鳥類の所在、及び、放鷹に便す。而して鳥見役は、豫め何れに鷹狩あるも支障なき様、道路橋梁を修繕し、鳥類の所在を調査し、報告したるものにて、隔月一回郡内を巡廻し、森林樹木の伐採、人家の異動、道路の變異、鳥類捕獲者の有無等、鳥類を捕獲するもの、許可なくして樹木を處せられたるを視察し、翌月登城し、二の丸に出頭し、之を報告す。又洪水、火災の如き急を要する事は、即報することを、鳥見役に兼ねしめたり。本郡塚原村彌五郎、黒河村七平の兩名は二人扶持の食祿にて、安政、萬延の頃此の役を勤めたりと云ふ。

太郎二の歌 牧野村の開始者と稱する牧野太郎二は、非常に豪家なりしと口碑に傳へ、牧野村には、今に太郎二の歌一名田歌と云ふ。歌として農家は、田草を採り、白を春く際或は田祭などに歌へり。その歌左の如し。

- 一、太郎二の木戸は、斜な木戸、中なる木戸は黄金木戸。
- 二、太郎二の娘は、どりやそりや、綾や錦の紐締めて。
- 三、太郎二の春戸に、鳴くのは何ものや、七つの藏に酒の沸く音。

## 第五章 雜事

### 一 紀念事業

明治四十二年秋季、皇太子殿下、北陸に行啓あらせらるゝやを拜承す。本郡民の親しく、鶴駕を奉迎する光榮を得ること、實に聖世の盛事なり。されはこれを紀念とし、長く子孫に其恩澤を傳へむと欲するは、蓋し、至誠迸發してこゝに至らしむるものなるへし。況や多年計畫して未だ成らざりし共同事業又は殖産事業を此際成就せしめむとするに於てをや。これ亦美譽とせざるへからず。今、郡内に於て、行啓紀念事業として、施行するものを左に列擧し、其大要を叙せむとす。

射水郡物産陳列場 明治四十二年七月、本郡伏木町に建設す。郡内の物産を陳列し、公衆の縦覧に供し、これを社會に紹介し、以て物産の發達を圖らむとす。その位置は、交通の衝に當り、海岸清楚の地にあり、敷地三百七十一坪八合二階造堅牢美麗の建築にして、本館建坪七拾三坪五合、附屬建坪十六坪四合

餘工事費金一萬二千四百八十九圓、敷地代金六百三十九圓、障礙物移轉費金三千四百五十九圓七十九錢、四厘計金一萬六千五百八十七圓七十九錢五厘なり。内六千五百圓は、郡費補助にして、其餘は伏木町にて負擔す。内部廣からずと雖、裝飾華麗にして眺望に富む。試みに、其望臺に登らば、有磯奈古の海色、能越の山容、双眸に萃り、人をして恍然たらしむるものあり。

海岸魚附林 本郡の海岸一帶なる伏木町、新湊町、堀岡村、海老江村、打出本江村に海岸林を設け、これを魚附林と云ふ。即ち、海岸に林樹あるときは、その海中に蔭影を生じ、魚族廣集するを以てなり。明治四十二年春、伏木町にては、區費事業として、一尺乃至一尺五寸の黒松苗三千五百本を其海岸に植栽し、其費用二十圓を投せり。新湊町は、水産組合の事業として、宇東濱に黒松苗二萬本を植付けたるか、同四十二年に於て、黒松壹萬本を植付く。この經費五十圓。水産組合の負擔とす。堀岡村は、村事業として、長さ三尺乃至八尺の松二百三十一本、長さ一尺乃至一尺五寸のもの千五百本を植付く。其經費三十五圓九十錢、村費負擔とす。海老江村にては、村事業として、長さ三尺の松三百本、小松

苗三千本を植付く、其經費四十五圓、村費負擔とす。打出本江村にては村事業として同村海岸一帯に、松苗五千本を植付く。この經費三十圓なり。計松二萬三千五百三十一本にして、其費用百八十圓九十錢なり。以後これを繼續して完成に至らしめ、以て紀念事業とす。

造林 本郡は、山地少きを以て、造林事業として見るべきものに乏し。されど、黒河村にては、個人事業として杉苗を植ゑ、三百歩以上に及へるもの三人あり。尙、村事業として杉苗を植ゑむとする計畫あり。金山村にては、杉造林十町歩を、十箇年に完成せむとする計畫をなし、守山村にては、個人事業として、三段歩乃至一町歩の櫟造林をなし、又、五町歩の山地に杉苗六千五百本を植ゑたり。而して、守山村橋下條村、黒河村、金山村、櫛田村等には、農會事業として、各樹苗圃一段歩を設け、杉苗を培養し、以て將來の植林に資し、完成せしめむとす。

改良桑園 養蠶漸く起らむとして、桑圃これに伴はず、因て、魯桑實生の苗を、郡農會及び縣農會より無代下附をなし、桑圃を改善せしめむとす。本郡内、老

田村にては、個人事業として、一箇所五畝歩以上のもの、全村を通して一町五段歩あり。橋下條村にも同様のもの二町五段歩あり。其他、黒河村(八段四畝歩)水戸田村(二段九畝歩)金山村(二町六段七畝歩)櫛田村(一町九段八畝歩)守山村(二段歩)等各紀念事業として施行す。

耕地整理 本郡横田村にては、既に、大字横田村の耕地整理を了りたるを以て、全村の完成を期せむとし、その餘の大字各村につき計畫す。尙、掛開發村(全三區域とす、其段野村、大字石湖村、一區域と西條村、其段別三百七十四町、別各四百町歩、餘野村、其面積五十餘町歩、餘守山村、其段別五百餘町歩、佐野村、大字各村、其段別三百餘町歩、餘上黒田村、一區域と黒河村、各大字、其段別二百町歩、老田村、其段別四百六十一町歩、餘大江村、各大字、其段別、大江村、四高木村、一牧野村、大字、其段別、分つ、工事中なる、あり、計畫中、塚原村、大字、其面積、凡二百町歩、小杉町、其面積、五百町歩、作道村、大字、其面積、橋下條村、各大字、其面積、七十町歩、等には、紀念として耕地整理をなさむとの計畫あり。

産業組合 黒河村、金山村、大島村、二上村、横田村、塚原村等にては、全村一區域

として信用購買販賣組合を組織し、野村は各大字毎に、片口村は大字久々江村を、柳田村は大字小泉村及び串田村の一部を、佐野村は頭川の部落を、下關村は大字京田村を、各一區域とし、産業組合、又は其一部なる信用組合を組織し、作道村には、各、大字に貯金組合を設け、貯金をなす。其他にも貯金を奨励し、以て紀念とす。

果樹園 本郡黒河村は、近來果樹の栽培稍盛況に向ひしか、更に個人事業として、梨、苹果、桃等の栽培を擴張す。七美村にては、宅地内の樹木を伐採し、これに代ふるに柿樹を以てす。蓋し、同村は、柿の栽培に適するを以てなり。植付樹數五百本、其經費を村費より補助す。片口村、及び佐野村大字十二町島村、北藏新村にても、同様宅地内に、梨、苹果、葡萄、桃等を栽培す。其他、普通農事上の改善は、勿論、學校を建築し、町村基本財産及び學校基本財産の蓄積を計らむとするあり、道路を開修せむとするあり、此の如く、各、紀念とすへき事業を計畫し、以て恩澤を子孫に傳へむとす。

一 高齡者

郡内高齡者 明治四十二年五月一日現在の調査によれば、同年に於て數へ年、八十歳以上八十九歳以下のもの、男百十九人、女二百六人、九十歳以上九十九歳以下のもの、男六人、女二十三人、百歳以上のもの、男一人、女二人なり。即ち、八十歳以上のもの、男百二十六人、女二百三十一人にして、男女の比、百人に對し、男は、三十五人、二九にして、女は、六十四人、七一なり。左に九十歳以上九十九歳までの者、及百歳以上の者の、氏名等を擧ぐ。

九十歳以上九十九歳以下のもの

住	所	族籍氏	名	生	年	月	日	年	齡	數		
老田村	大字	中老田村	平民	城	石	ゆ	き	文政二年	一	月	十日	九一
老田村	大字	東老田村	同	宮	脇	と	よ	文政元年	七	月	二日	九二
老田村	大字	二俣村	同	戸	口	か	の	文政元年	十	月	五日	九二
大江村	大字	大江村	同	岡	田	は	り	文政二年	一	月	十二日	九一

海老江村大字練合村	同	高林よき	文化九年十月十七日	九八
同	同	波本じん	文政三年二月八日	九〇
片口村大字久々江村	同	堀すな	文政三年十月十五日	九〇
海老江村大字練合村	同	五十嵐もと	文政三年八月三日	九〇
作道村大字今井村	同	寺田いろ	文政三年六月十日	九〇
小杉町大字小杉三ヶ町	同	山谷九郎右衛門	文政三年四月二十四日	九〇
同	同	殿村みよ	文政元年十月十七日	九二
水戸田村大字市井村	同	鏡塚きよ	文化十四年四月十日	九三
浅井村大字東廣上村	同	廣田をな	文政二年五月五日	九一
二口村大字二口村	同	三川めん	文化十四年五月朔日	九三
大島村大字八塚村	同	平崎とよ	文政三年十二月廿八日	九〇
塚原村大字寺塚原村	同	塚本久三郎	文化十四年三月朔日	九三
同	同	塚なを	文政三年九月十四日	九〇

百歳以上のもの

同	同	白山ひさ	文政三年二月十八日	九〇
塚原村大字川口村	同	金清右衛門	文政二年十一月十五日	九〇
新湊町大字放生津町	同	姫野せい	文化十四年十一月六日	九三
同	同	木谷みよ	文政三年一月十五日	九〇
伏木町大字矢田村	同	畑儀兵衛	文政三年十一月十九日	九〇
伏木町大字古園府町	同	柴内治郎助	文化十三年五月五日	九四
守山村大字五十里村	同	岡田つね	文政二年二月十四日	九一
西條村大字北島村	同	板谷のい	文政三年八月三日	九〇
二塚村大字東藤平藏村	同	大林三次	文政三年一月十日	九〇
能町村大字吉久村	同	小泉まつ	文政三年四月七日	九〇
横田村大字横田村	同	水見そて	文化九年四月十日	九八
同	同	星野つね	文政二年十二月四日	九〇

守山村大字西海老坂村	平民	谷前三右衛門	文化三年五月十日	一〇四
大江村大字西高木村	同	竹内やす	文化四年八月二十日	一〇三
塚原村大字寺塚原村	同	佐伯ぬい	文化六年一月二日	一〇一

三 褒章受領者

明治十四年十二月七日、太政官布告第六十三號を以て、褒賞條例を施行し、國民の善行を表彰せられて以來、本郡に於て、授賞せられたる者八人にして、内、紅綬褒章を受けし者三人、藍綬褒章の者四人、黃綬褒章の者一人、外に追賞せられし者一人なり。其の褒章記文は左の如し。

伏木町 二上紋右衛門

明治十四年十二月十四日、石川縣越中國射水郡伏木港沖合ニ於テ同郡加納本村二口四郎右衛門外三名乗組ノ商船暴風激浪ノ爲覆没シ將ニ死ニ瀕スルヲ認メ自己ノ危難ヲ顧ミス之ヲ救済ス依テ明治十四年十

二月七日 勅定ノ紅綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス (明治十五年十二月二十五日)

新湊六渡寺村 小嶋彌兵衛

明治二十年十月二十七日暴風ノ際本村海上ニ於テ石川縣平民船本亥次郎外二名ノ破船ニ攀テ漂流セルヲ認メ嶋勇助ト共ニ海中ニ投シ自己ノ危難ヲ顧ミス之ヲ救済ス依テ明治十四年十二月七日 勅定ノ紅綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス (明治二十一年六月二十日)

新湊六渡寺村 嶋勇助

明治二十年十月二十七日暴風ノ際本村海上ニ於テ石川縣平民船本亥次郎外二名ノ破船ニ攀テ漂流セルヲ認メ小嶋彌兵衛ト共ニ海中ニ投シ自己ノ危難ヲ顧ミス之ヲ救済ス依テ明治十四年十二月七日 勅定ノ紅綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス (明治二十一年六月二十日)

打出本江村助役 小野孫三郎

資性廉正明治六年戸長副戸長等ノ職ヲ奉シ能ク治メ難キノ町村ヲ治

メ町村制實施ノ際助役ニ擧ラレ地方制度ノ主旨ヲ體認シ専ラ自治ノ發達ヲ圖リ多年公同ノ事務ニ誠實勤勉シ其勞効顯著ナリトス依テ明治十四年十二月七日 勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス (明治二十五年七月八日)

伏木町大字伏木本町 藤 井 能 三

資性孝順能ク父ノ遺志ヲ繼キ心ヲ公益ニ注キ率先私貨ヲ投シ教師ヲ聘シテ學校ヲ設立シ大ニ教育ノ普及ヲ圖ル是ニ於テ射水瀾波二郡靡然風化四十餘校踵テ起リ皆則ヲ茲ニ取ルニ至ル又伏木港ニ海路標ナキヲ憂ヘ有志ヲ勸獎シ燈臺ヲ建築シ始テ定期航海ノ便ヲ通シ天田越ノ險峻ニシテ旅行ノ艱難ナルヲ慨キ之カ鑿平ヲ主唱シテ加越間陸路ノ運輸ヲ開キ其他救濟賑恤等ノ爲メ費ス所尠トセス洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス仍テ明治十四年十二月七日 勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス (明治二十七年二月二十一日)

元伏木町長 中 谷 隆 風

資性温良夙ニ村政ニ從ヒ尋テ郡衙ニ奉職シ明治二十六年本町長ニ擧ラレ能ク自治ノ發達ヲ圖リ諸務ヲ整理シ民心ヲ調和シ力ヲ道橋ノ改築河港ノ浚渫ニ竭シ以テ運輸交通ヲ便ニシ殊ニ二十八年虎列拉病流行ノ際町民ヲ啓誘シ最先避病院ヲ修築シ銳意專精寢食ヲ忘レテ檢疫ニ從事シ吏員ヲ鼓勵シ患者ヲ厚遇シ指示監董宜キヲ得其施設スル所一地方ノ模楷ト爲ルニ至ル洵ニ公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス仍テ明治十四年十二月七日 勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ之ヲ表彰ス (明治三十一年四月二十九日(明治三十一年八月十日死亡す。))

横 田 村 堀 二 作

夙ニ村務ニ從ヒ聲望アリ町村制施行ノ際組合村長ニ擧ケラレ高岡市長ヲ兼攝シ任滿ツルモ再膺選シ能ク村治ノ發達ヲ圖リ最モ心ヲ實業ノ振作ニ注キ耕地ヲ整理シ米質ヲ改良シ工藝學校物産陳列場等設立ニ盡瘁シ其他教育ヲ勵マシ惡疫ヲ防キ基本財産ヲ増殖シ殊ニ明治二十九年千保川洪水及同三十三年市内大火災ニ際シテハ日夜奮勵復舊

工事ニ幹旋盡力シ施設經營宜シキヲ得居民ヲシテ其堵ニ安ンセシム  
洵ニ公同事業ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス仍テ明治十四年十二月七日  
勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス (明治四十年五月十六日)

堀 岡 村 竹 脇 茂 三 郎

亡養父篤敬夙ニ祖先ノ遺緒ヲ繼キテ心ヲ拓殖ニ注キ射水瀉附近荒野  
ノ墾闢ヲ圖リ瀉水ヲ漏ラシ卑濕ヲ填メ鞠躬盡力十有餘年田ヲ獲ル十  
一町餘歩資ヲ投スル五千餘圓細戸ヲ移シ一村ヲ創メ之レヲ入江村ト  
稱ス敦ク勤メ薄ク歛メ以テ其堵ニ安ンシ家産ヲ興ス者アルニ至ラシ  
ム其他修路興學恤窮防疫等ノ爲メ捐費スル所尠ナカラス洵ニ奇特ト  
ス依テ其賞トシテ銀杯一箇下賜候事 (明治三十一年四月二十五日)

伏 木 町 八 坂 金 平

愛國ノ衷情ヲ表陳シ防海ノ事業ヲ賛成シ金壹千圓獻納ス依テ明治二  
十年五月二十三日 勅定ノ銀製黃綬褒章ヲ賜ヒ茲ニ之ヲ表彰ス (明  
治二十一年五月三十一日) (明治十七年八月十七日死亡)

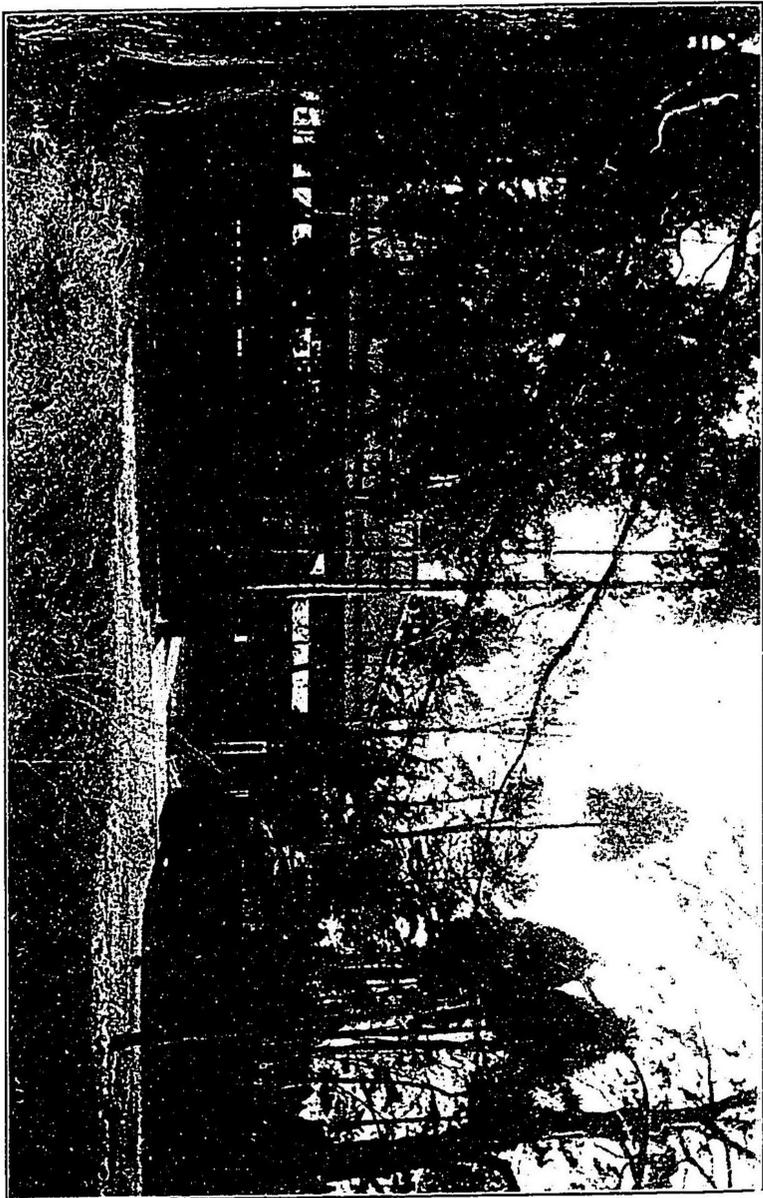
#### 四 官衙學校

本郡内に存する官衙公廳町村役場及巡査駐在所を除くは十箇所あり即ち富山縣の管轄  
に屬するもの六、大藏省に屬するもの一、逓信省に屬するもの二、農商務省に  
屬するもの一あり外に司法省所屬官廳の出張所二、内務省所屬官廳の出張  
所一、富山縣土木課出張所一あり尙縣立學校四あり左にその大要を叙す。  
射水郡役所 明治十一年十二月區務所を廢し郡役所を置かる。當時は高岡  
町大法寺を借受け執務し居りしか、同十二年三月類焼に罹り坂下町極樂寺  
に移りたるも採光不充充分なる爲め執務上不便少からざると臨時又は定時  
法會の爲め毎度明渡すへき等の不都合あるにより翌十三年高岡公園内に  
八百八十八坪一合の官有地を敷地となし、同年七月三日許可を得て、總建坪  
百拾五坪七合五勺を建築し、同年十月三十日開廳式を行ひ爾來此處に事務  
を取扱ふ、二十二年町村制實施當時は五町四十七箇村及一組合村を管轄せ  
しか、同二十九年三月法律第五十一號を以て、一町二十箇村を割き、氷見郡を

置かれ同年五月組合村を解きたり、現時は四町二十九箇村を管轄す。取扱事件数は世の進運に従ひ其數を増加し繁雜を加ふ。現今は第一課庶務第二課勸業第三課學務第四課衛生の四課に區分し執務す。

高岡警察署 明治七年十月、高岡に屯所を設け、巡視を置き、人民の凶害を豫防し、安寧を保持せしむ。爾後屢、沿革を経て、高岡警察署となる。當時は放生津、伏木、小杉の三分署を管轄し、坂下町に假應舎を置きしも、數度の火災に遭遇し、御旅屋町、御馬出町、或は寺院等に移轉し、三十三年の火災後、下關村工藝學校の跡に移り、現に、其の一部に假應舎を置く。明治二十六年、新湊分署を警察署になすと同時に、伏木、小杉の二分署も管轄を離れたり。現時は高岡市の外、郡内佐野、二塚、野村、下關、能町、掛開、發、二上、守山、横田、西條の各村巡查駐在所及び高岡停車場巡查派出所を管轄す。

新湊警察署 明治十四年十二月、高岡警察署放生津分署として、新湊町大字放生津東町に創設せられ、同二十二年、町村制實施と共に、新湊分署と改稱す。其後、同二十六年十一月末日に、高岡警察署新湊分署を廢し、更に新湊警察署



所 役 郡 水 射

郡會議長に並副議長たるもの



坂井敬義



寺島松右衛門



折橋直詮



堀田善九郎



高島孫次郎

郡參事會了りしもの(一)



野崎榮太郎



菅谷二平



岩脇孫八



中西清太郎



藤井能三

郡參事會たりしもの(其二)



浦元次郎七



堀 豊



廣瀬平四郎



河合久二



北川安則

郡参事會りたもの(其三)



林 四郎



光 地 紋 平



鑑 塚 哲 文



坂 口 吉 六



萩 原 宗 平



澤 田 善 平

のもしりた員會事參縣に並長議會縣身出郡本



門衛右十橋大



吉兵南



作二堀



郎太準黒石



門衛右三間本

を設けられ、伏木分署及び小杉分署を管屬せしめらる。所轄巡查駐在所は、牧野、塚原、作道、片口、堀岡、海老江、打出本江の七箇所にして、猶六渡寺町巡查交番所を管轄す。

伏木警察分署 明治十年四月高岡警察出張所伏木村屯所を、伏木に置かれ、當時は、民屋を假廳舎に充つ。明治二十三年八月、現廳舎を新築し、同所に執務せり。二十六年、新湊警察署伏木分署と改稱す。二十九年四月、水上巡查派出所を新設し、之を督す。管轄區域は伏木町一圓とす。

小杉警察分署 明治七年に、高岡屯所小杉分屯所を置かる。同十年四月、高岡警察署小杉分署と改稱す。同二十六年、新湊警察署小杉分署と改む。現時所轄巡查駐在所は大門、二口、淺井、柿田、水戸田、金山、橋下條、黒河、老田、下村、七美、大江、大島の十三箇町村にして、大門町には、特に河川巡查を置き、東礪波郡堺より川口迄の庄川を監視せしむ。

伏木燈臺 通商航海業の發達を促す爲、伏木町藤井能三は、土地の有志と謀り、明治十年十月、射水河口四畝二十六歩の敷地に、木造六角形の私立第五等

燈臺燈光白色水面より燈火を建て、藤井氏の傭人をして看守せしむ。當時三丈八尺光達十里。は、主務省より技師を派し、之れが技術を傳授したり、明治三十一年九月一日より、遞信省の直轄となり、航路標識とす。

伏木税關支署 藩政時代には、伏木町に潤改め所を置き、米を除き、出入津貨物を改め、税を徴收し、これを加賀藩御算用場に納付せり、これ今日の關稅に相當するものなり。

明治二十三年七月、伏木港は特別輸出港となり、米、麥、硫粉、黃、石炭の五品輸出を許されたる際、關稅事務を取扱ふ爲に、同二十六年十一月、新潟税關伏木出張所を同町大字港町に設定せられ、同二十七年八月、海外貿易港と指定せらる。同二十九年三月出張所を廢し、伏木新潟税關支署となし、同三十二年八月、更に伏木税關支署と改め、同三十五年十月より、大坂税關の管轄に移さる。伏木海務署 從來越中に於ける、船舶事務は、東京船舶司檢所に於て、船員事務は、浦役場に於て取扱ひたり。明治三十二年六月、東京船舶司檢所伏木支所を設け、同月海事務局官制の制定により、伏木海務署と改め、日本郵船會社伏木

支店の一部に於て、同年六月十六日より事務を開始す。同九月伏木町大字港町建築廳舎に移轉し、爾來船舶檢査、船員手牒事務、公認事務、認承事務、登錄事務越中を取扱ひ居れり。

富山縣伏木測候所 藤井能三は、同地の有志に謀り、區費を以て、主要器械を買入れ、燈明臺の一部を廳舎に充て、明治十六年四月十五日より、事務を開始し、伏木私立測候所と稱せり。同年九月、石川縣金澤測候所主任遠藤貞雄の出張を請し、諸器械の裝置を終へ、成規の觀測を試み、同十七年一月一日より、三回定時觀測を實施し、同十八年二月、東京氣象臺と氣象電報の交換を始め、併せて諸般の報告を行ふ。又東京氣象臺より、暴風警戒電報を受くるの運ひに至れり。翌三月より、五回觀測を施行し、同十九年一月一日より、六回觀測をなす。是に於て、同年三月許可を得て、私立暴風警報信號標を、伏木村共有地に建設す。

是より先き、明治十七年三月、該測候所を本縣に寄附せんことを願ひ出て、同十九年十一月、毎年維持金百圓を獻納する條件の下に、許可を得、同二十年四

月一日より、本縣の所管となり、富山縣伏木測候所と改稱す。爾來事業の進運に伴ひ、燈明臺の一室にては狹隘なるを感し、廳舎建築の議起りたれども、當時縣費多端にして果す能はず。こゝに於てか、伏木町有志は、再び廳舎を建築し、富山縣に寄附す。即ち同二十五年四月起工し、六月廳舎成り、七月落成移轉す。工費は六百圓なりき。斯くて、三十三年三月より、專任所長を置くことゝなれり。然るに其位置海に瀕し、風波の侵害を被ること數次なりしに因り、位置變更の必要を認め、同四十一年度通常縣會の決議を經、伏木町大字古國府町の臺地如左に廳舎を建築す。位置高燥閑靜にして一望の裡に能く能越の形勢を悉すことを得、測候所としては、極めて適當のものなり。同四十二年三月竣工、五月十五日同所に移轉す。

大阪大林區中伏木小林區署 明治三十六年十二月、勅令第二百四十五號、林區署官制により設置す。同三十八年四月十一日、新湊町大字六渡寺町に創設し、國有林野及び部分林に關する大林區署事務を分掌し、國有林及び産物の利用、植林に關する事務を執れり。明治三十八年三月三十一日、貯木場陸一面二

三畝三十一歩水面一町を設け、杉、羅漢柏の材を貯木し、杉は秋田地方、羅漢柏は六反三畝二十一歩、青森地方より來り、北陸全部、大阪、京都、名古屋、東京を主とし、近時丹後、舞鶴地方へも輸送す。開設以來の貯藏木材の種類、石高等を擧ぐれば左の如し。

年 度	種 類	石 數	備 考
三十八年	杉、羅漢柏	八、七二七、三〇〇	見込價格平均 一石 參圓貳拾錢
三十九年	同	一七、九〇八、九八〇	同 參圓參拾錢
四十年	同	三一、四二七、四四〇	同 參圓四拾錢
四十一年	同	六六、九九五、四五〇	同 參圓四拾五錢

以上の外に出張所として事務を執るもの四あり。左にこれを叙す。

縣支辨に係る道路、橋梁、河川、堤防等に關する事務を取扱ひ、又は監督の任に當る爲に、富山縣第二區土木出張所を、射水郡役所内に置けり。  
土地、建物等不動産の登記事務を取扱ふ爲に、高岡區裁判所高岡公園内に  
裁判所支部、新湊出張所を、新湊町大字放土寺町に、同小杉出張所を、小杉町裁判所支部を附設す。

大字小杉三ヶ町に置けり。

北陸七大川の一なる庄川改良工事事務を取扱ひ、之れが工事監督の任に當る爲に、新潟土木監督署の出張所を新湊町大字六渡寺町に置けり。

富山縣立高岡中學校 明治三十一年四月一日創立、富山縣高岡尋常中學校と稱し、同年五月四日、高岡市博勢壘町舊大谷派教校を、假校舎に充て授業を開始せり、同三十二年四月一日、富山縣第二中學校と改稱し、下關村大字中川村に校舎を建築し、同年五月二十四日こゝに移轉す、其後年々教室等を増築し、建坪總數千二百十坪餘に及へり、明治三十四年十月四日、富山縣立高岡中學校と改稱す、明治四十二年五月末生徒數は、本科五百八十四人、補習科十六人にして、卒業生四百二十三名を出せり。

富山縣立工藝學校 明治二十七年十一月の創立に係る、當時は射水郡下關村、元射水病院の建物内にて授業を開始せり、其後、同三十三年九月、同村大字中川村に校舎を新築し、同月十二日移轉す、同三十五年四月、同校附屬の工業補習學校を設置し、同月二十一日より授業を開始せり、同四十二年六月現在

生徒數本科百四十三人、別科四十四人、工業補習學校生徒七十六人にして、卒業生本科は二百八十人、別科は八十九人、工業補習學校六十人を出せり。

富山縣立新湊甲種商船學校 富山縣は日本海に面し、北海道樺太、露領沿海州、東塞加、韓國、滿洲の各地と交通頻繁を來たし、船舶の來往常に絶えざるに至れり、是に於て、高等海員を要すること、益、急を告げ、之か養成の必要を認め、新湊町は、明治三十九年六月に、町立甲種商船學校を設立し、民屋を假校舎として、同年七月一日より授業を開始せり、同四十年一月、元の放生津尋常小學校舎を以てその校舎に充て、同所に移轉せり、其後器械教具を整へ、練習端艇、練習船を備へ、寄宿舎を設け、著々設備を完くせり、同四十二年四月より、縣立となり、漸次盛運に至らしめむとす、修業年限陸上學科三箇年にして、實習航海科三箇年なり、六十二名の生徒を有す。

富山縣立高岡高等女學校 明治四十年四月三十日の創立にして、當時は、高岡市博勢壘町極樂寺内に、假教室を設けて教授を開始せり、翌四十一年、射水郡横田村大字横田村に、五千百歩の敷地を設け、これに二階造建坪三百四坪

半の校舎を新築し、四十二年四月竣工を告げ、同月十二日より新築校舎にて授業をなせり。同四十二年六月現在生徒數は二百九十五人にして、創立後日尙淺きを以て未だ卒業生を出さず。

### 射水郡誌第二編 終

#### 引用及參考書目

##### 【sノ部】

- 射水高免帳 石黒藤右衛門調
- 射水神社誌料 二上久雄藏
- 射水神社史 二上久雄藏
- 射水通覽 川上三六編

##### 【はノ部】

- 萬國大年表 棚橋一郎等編
- 八幡宮神輿之由來寫 南長平藏
- 並ニ曳山之由來寫 橋下條村役場
- 橋下條村參考資料 橋下條郷土資料
- 八幡宮舊記寫 橋下條小學校

##### 【wノ部】

- 日本書紀 石濱日勇編
- 日本後紀
- 日隆大聖人德行記

##### 【はノ部】

引用及參考書目

引用及參考書目

北國人物志

和田文次郎編

放生津津八幡宮舊記寫

南長平藏

堀岡郷土資料

堀岡小學校

堀岡村參考資料

堀岡村役場

【ハノ部】

平家物語

【トノ部】

徳川實記

加賀陶磁考草

加藤恒著

【チノ部】

代智識御輪旨並御先

本覺坊藏

中越名士傳

桂正直著

中越明覽

藤田天民編

地租改正法

【セノ部】

御鷹野橋架替の書類等

竹内吉次郎藏

老田郷土資料

老田小學校

大江郷土資料

大江小學校

【ワノ部】

和名類聚抄

【カノ部】

開國五十年史

大隈重信編

學制明治五十年

折橋直詮藏

學規摘錄

折橋直詮藏

學務方制規級

折橋直詮藏

加賀藩松雲公

石崎謙

加賀藩史稿

加賀藩民事志

藤井能三藏

金澤名數

學校に關する書類

藤井能三藏

片口郷土資料

片口小學校

金山郷土資料

金山小學校

【コノ部】

横田西條郷土資料

横田組合小學校

横田村參考資料

横田村役場

【カノ部】

大日本史

萩野由之著

太平記

大日本通史

萩野由之著

高岡、射水、氷見誌

和田文次郎編

大日本地名辭書

【ソノ部】

引用及參考書目

引用及参考書目

續徳川實記 尾崎充三郎藏

續群書類從 石崎謙

【つノ部】

瑞龍閣記

塚原郷土資料 塚原小學校

作道郷土資料 作道小學校

【はノ部】

内檢地方仕法改以後覺帳 石黒準太郎藏

牛々首用水沿革誌

打出本江郷土資料 打出本江小學校

【のノ部】

能町郷土資料 能町小學校

【くノ部】

群書類從 折橋直詮藏

舊事本紀 折橋直詮藏

寛政日記拔書 折橋直詮藏

郡事摘要

榊田郷土資料 榊田小學校

黒河郷土資料 黒河小學校

榊田村參考資料 榊田村役場

黒河村參考資料 黒河村役場

【やノ部】

野史 飯田忠彦

【まノ部】

萬葉集

牧野郷土資料 牧野小學校

【けノ部】

源平盛衰記

言海

元亨釋書

【ふノ部】

藤井右門に関する書類 片口安太郎調

文政日記拔書 折橋直詮藏

文化日記拔書 折橋直詮藏

二上山 尾崎充三郎藏

伏木港の遺穂 尾崎充三郎藏

二上舊記 二上久雄藏

伏木浦波除に関する書類 藤井能三藏

伏木築港論 四師意

引用及参考書目

二口郷土資料 二口小學校  
二塚郷土資料 二塚小學校  
伏木町參考資料 伏木町役場

二上郷土資料 二上小學校  
二口村參考資料 二口村役場

【乙ノ部】

古語拾遺

國律 折橋直詮藏

郷莊考 石黒準太郎藏

郷土尙譽會誌

國史大辭典

古事記

護國公等世家 石崎謙

小島校郷土資料

小杉町參考資料 小杉町役場

【乙ノ部】

延喜式

越中史略 篠島久太郎編

越中舊事記 折橋直詮藏

延喜式内神名略記 石黒準太郎藏

越中州舊事記 高澤瑞信

越中各大區分

越中寶鑑

越中舊記

【てノ部】

海老江郷土資料 海老江小學校

海老江村參考資料 海老江村役場

天保日記抜書 折橋直詮藏

天明日記抜書 折橋直詮藏

田地割制度 石黒藤右衛門調

【あノ部】

淺井郷土資料 淺井小學校

【さノ部】

纂輯御系譜

三代實錄

三州誌 折橋直詮藏

纂法田稅錄 石黒藤右衛門調

和漢三才圖會

佐野郷土資料 佐野小學校

【きノ部】

舊記假纂 石崎謙調

【めノ部】

明和始末

明治記録 武内七郎調

明治 褒章 録

【みノ部】

水戸田郷土資料

水戸田小學校

明治 善行 録

【しノ部】

續 日本 紀

十二冊 御定書

新湊郷土資料

七美郷土資料

下村参考資料

續 日本 後 紀

七 國 志

下村郷土資料

新湊町参考資料

下關参考資料

馬場支歴編

下村小學校

新湊町役場

下關村役場

新湊津各小學校  
放生會根新小學校  
三日會根新小學校  
七美小學校

下村役場

【もノ部】

文 德 實 録

守山村参考資料

守山村役場

守山郷土資料

守山小學校

【せノ部】

泉 達 録

(此他引用参考せし文書數多あるも煩はしきを以てこれを略す)

明治四十二年九月二十日印刷  
明治四十二年九月廿六日發行

(非賣品)

# 富山縣射水郡役所

東京市下谷區二長町一番地  
凸版印刷株式會社代表者  
印刷者 河合辰太郎

昭和八年三月十四日  
小教實繁

北澤書店

